



四国税理士会報

第471号
2025.5.10

●発行所 / 四国税理士会
高松市番町2-7-12
電話 087(823)2515(代)

●発行人 / 浜崎 友二
●編集人 / 秋山 千枝
●ホームページ / <https://www.shikoku-zei.or.jp>



今治城

撮影者 今治支部 大塚 良幸

主な記事

役員選挙ニュース
令和8年度税制改正に関する意見書

あなたの暮らしのそばにいる
四国税理士会



ホームページのQRコードはこちら

▽ 目 次 ▽

○ 役員選挙ニュース・・・	3	
○ 4月の会務・・・	4	
・令和6年度事業報告の原案等を協議		正副会長会
・令和7年度予算原案等を協議		財務部会
・令和6年度研修達成率の結果報告等を協議		研修部会
・令和6年度事業計画案及び予算案を協議		情報化対策部会
・日本政策金融公庫との創業支援セミナー開催等について協議		中小企業対策部会
○ 潮流・・・	5	
・四国税理士会広報活動		広報部長 秋山 千枝
○ 令和7年度会議等開催計画・・・	9	
○ 令和6年度末 四国会会員数状況・・・	11	
○ 令和8年度税制改正に関する意見書・・・	12	調査研究部
○ 令和6年度「税理士記念日」行事 実施報告・・・	31	広報部
○ 令和6年度租税教室実施結果・・・	32	
○ 研修会のご案内・・・	34	
○ TAINS インフォメーション・・・	35	情報化対策部
○ 税の広場・・・	36	
・給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除		
○ 会員異動・・・	37	
○ 編集後記・・・	37	広報委員 鍛 昌志

表紙写真説明

タイトル 今治城

コメント 石垣と内堀は、ほぼ江戸時代の姿を残しており高さ10メートル以上を誇る石垣の上に建っています。最大の特徴は、全国的にも珍しい海水を堀に引き入れた海岸平城で、日本三大水城として呼ばれています。

(参考) 私も小学生の頃、よくお堀で釣りをして、鯛、カレイ、どんこを釣った記憶があります。

撮影者 今治支部 大塚 良幸

..... 役員選挙ニュース

役員選挙無投票で終わる 浜崎友二現会長が再選

副会長は河上幸市・河内泉・岩佐誠志・金子長彦の4氏

役員選挙管理委員会は、令和7年4月4日に役員立候補の届出を締め切った結果、全選挙区において役員の定数と立候補した者の数とが同数であった。

同委員会は、4月8日に会議を持ち、役員選任規則第17条に定める立候補者の資格審査を行った結果、立候補者全員を適格と認めた。これにより同規則第19条第1項の定めによって、無投票で当選人となり、今回の役員選挙を終了した。

なお、新役員は、本年6月18日に開催する第69回定期総会終了後に就任する。

当選した役員の氏名及び所属支部は次のとおり。(支部別五十音順)



会長に再選した浜崎友二氏

会 長	県	副 会 長	理 事			監 事
浜崎 友二	香 川	河上 幸市 (高松)	石井 晶子 (高松)	上枝 洋介 (高松)	植田 勝 (高松)	徳永 豊 (丸亀)
	愛 媛	河内 泉 (松山)	大西 央哲 (高松)	尾上 幸男 (高松)	多田 建司 (高松)	加藤陽次郎 (八幡浜)
			西岡 裕人 (高松)	宮川 誠二 (高松)	岸上 善宣 (丸亀)	
			堂崎 繁幸 (丸亀)	角崎 繁則 (観音寺)	秋山 嘉之 (坂出)	
徳 島	岩佐 誠志 (徳島)	岡田 知美 (長尾)	井上 英俊 (松山)	烏谷 紀興 (松山)	重松 修 (松山)	森内 昭男 (徳島)
		徳井 廣志 (松山)	新延 誠 (松山)	西本 守 (松山)	藤本 康城 (松山)	
高 知	金子 長彦 (高知)	今井 厚志 (伊予西条)	浮穴 和子 (新居浜)	石川 敏則 (伊予三島)	西本 和男 (高知)	
		菊池 敏則 (大洲)	小島 泰三 (宇和島)	大石 真紀 (徳島)		榎谷 一俊 (徳島)
			西岡 稔晴 (川島)	原 直樹 (阿南)	谷本 智 (鳴門)	
			喜多 直樹 (脇町)			
			市川 哲司 (高知)	佐々木敏雄 (高知)	高芝 貴彦 (高知)	
			橋本 峰人 (高知)	松岡 宣明 (高知)	森本 倫光 (高知)	

◇ ◇ **4月の会務** ◇ ◇

日	会議・行事名	主な内容
4	第1回中小企業対策部会	日本政策金融公庫との創業支援セミナー開催等
7	第1回財務部会（高知）	令和7年度予算原案等
8	役員選挙管理委員会	立候補者の資格審査等
12	第1回研修部会（ウェブ）	令和6年度事業計画案及び予算案等
15	法人税研修会（高松）	「貸倒損失及び債権譲渡の税務上の取扱いについて」 税理士 中村 慈美 氏
16	法人税研修会（徳島）	
17	第1回研修部会	令和6年度研修達成率の結果報告等
22	第1回調査研究部会（ウェブ）	第24回税務調査に関するアンケートの実施等
23	第1回正副会長会（ウェブ）	令和6年度事業報告の原案等
	第1回税務研究所正副所長会議	今後の方針（発表会）等
	法人税研修会（松山・ライブ）	「貸倒損失及び債権譲渡の税務上の取扱いについて」 税理士 中村 慈美 氏
24	法人税研修会（高知）	
28	第1回広報部編集企画会議（ウェブ）	会報第471号（5月号）の編集・校正等

正副会長会
4月23日開催(ウェブ会議)

令和6年度事業報告の原案等を協議

1. 令和6年度事業報告の原案
令和6年度事業報告の原案の説明が行われ、詳細を検討した。
2. 令和6年度収支計算書の原案
西村財務部長から、収支計算書の原案の説明が行われ、了承された。
3. 令和7年度事業計画の原案
令和7年度事業計画について、各部・委員会から提出された重点事項の説明があった後、一部修正を行った。
4. 令和7年度収支予算書の原案
西村財務部長から、令和7年度収支予算原案の説明が行われ、了承された。

5. 第1回常務理事会及び第1回理事会の提出議題

河内専務理事から、5月12日開催の第1回常務理事会及び5月13日開催の第1回理事会の提出議題の説明があり、協議決定した。また、開催については、正副会長会で代議決定後、書面議決にて行うこととした。

6. 広報部からの具申

大西専務理事から、広報部からの具申として、令和8年度における「税理士による租税講座」開設大学を推薦しない旨の説明が行われ、了承された。

7. その他当面の諸問題

2025年度年金制度研修会の開催等など当面の諸問題を協議した。

財務部会

4月7日開催

令和7年度予算原案等を協議

1. 日税連会議出席報告

西村部長から、2月10日開催の日税連財務部会の出席報告が行われた。

2. 令和6年度事業報告

西村部長から、令和6年度の事業報告が行われた。

3. 令和7年度重点事業案及び予算案

重点事業を次のとおり決定し、正副会長会上に上程することとした。

- (1) 今後の収支状況を予測した上、適正な予算の編成に努めるとともに、執行状況を確認する。
- (2) 支部及び各税理士会との経理に関する情報交換に努めるとともに、経理事務の合理化を図る。
- (3) 滞納会費徴収整理細則に基づき対応を

行う。

- (4) 大規模災害発生時の緊急支出に備える特定資産について、計画的な積立を行う。

また、予算案は全体会議4回（うちウェブ会議1回）のほか、会議費等を要求することとした。

4. 令和6年度決算の見込み

西村部長から、令和6年度の収支計算書（見込）について説明が行われた。

5. 令和7年度予算原案

西村部長から、令和7年度予算原案について、①令和7年度の会員数の増減見込②各部・委員会から提出のあった予算案などをもとに説明が行われた

6. 会費滞納者への対応

会費滞納者への対応について協議した。

7. 会費免除申請

西村部長から、会員1名から提出のあった会費免除申請について、四国税理士会会費免除細則第3条第1項第3号に該当するため、令和7年度分について、会費の全部を免除することとしたいとの説明が行われた。協議の結果、承認することとし、理事会に提出することとした。



四国税理士会広報活動

5月号の潮流は、急遽、ピンチヒッターで広報部が担当させていただき、改めて広報部活動について掲載させていただきます。

四国会広報部は会報を毎月発行するために、WEBやメールによる確認作業を締め切りに追われながら広報部委員が一丸となって毎月3、4回行い、会務の執行状況等の適切な周知に取り組んでいます。

また、日税連が行う「税理士による租税講座」や「職業説明会」への支援を広報部委員が中心となって、これから社会人となる大学生を中心に、税理士や税理士事務所の仕事や資格取得への関心を促し、税理士を目指す者の増加を目的に積極的に取り組んでいます。

日税連発行の「やさしい税金教室」と「こんなときこんな税金～私の税金ナビ」、税理士の仕事内容を分かりやすく紹介した「What's 税理士」を各県連に配布しており、租税教室や無料相談に活用していただいています。特に、「やさしい税金教室」は、税制改正に伴う改定を毎年行っており、とても分かりやすい広報ツールとなっています。

最後に、© 税理士会広報キャラクター「にちぜいくん」のLINEスタンプの販売やマグネット式ピンバッジの実費相当額による有償配賦などにより、「にちぜいくん」の普及・定着に努めてきた結果、県連や各支部において、「にちぜいくん」の使用申請書を数多く提出していただきありがとうございました。これからも四国会広報部や「にちぜいくん」をどうぞよろしく願いいたします。

(広報部長 秋山 千枝)

研修部会

4月17日開催

令和6年度研修達成率の結果報告等を協議

1. 日税連会議出席報告

西岡部長から、①研修免除申請②次期税理士法改正に向けた意見③登録時研修の義務化(案)一などについて説明が行われた。

2. 令和7年度重点事業及び予算

研修部の事業計画を次のとおり決定し、正副会長会に上程することとした。

- (1) 全会員の受講義務の遵守に向けて、税理士法及び会則(研修に関する部分)並びに研修諸規則を会員に周知し、研修受講義務の徹底を図る。
- (2) 全国統一研修会をはじめとする各種の研修会を企画実施する。
- (3) 研修受講管理システムを利用した研修の充実を通じ、受講機会の拡大を図るとともに、その周知に努める。
- (4) 支部・県連の研修会及び会員事務所職員の研修会を支援する。
- (5) 各部・委員会と連携し、研修の実施に協力する。

また、令和7年度予算は、全体会議4回(うちウェブ会議1回)のほか研修審査会開催費、ライブ配信関連費等を要求することとした。

3. 令和6年度研修達成率の結果報告

市川部長から、四国会の研修受講達成率は85.1%であり、昨年度の81.6%から3.5ポイントの増加との報告が行われ、各支部宛てのお礼文書案について検討した。

4. 認定研修審査会

①研修受講義務免除申請②認定研修申請③受講時間認定申請一などを審査した。

5. これまでの研修部の反省とこれからの課題

令和5年度及び令和6年度の反省点と今後の課題についての検討が行われた。

6. ハラスメント研修

今後開催を予定しているハラスメント研修について、担当講師の確認やタイトル等を検討した。

〈お詫び〉

前号(第470号)に下記のとおり、誤記がありましたので、訂正してお詫びいたします。

P.23 会員異動 新入会員
 神内 信治 先生 電話番号
 (正) 087-826-8188

◆ ◆ 春の叙勲 ◆ ◆

栄えある受章を心からお祝い申し上げます。
 今後とも一層のご活躍をお祈りいたします。

瑞宝小綬章
 (税務行政事務功労)



瀧端 博 先生
 (丸亀支部)

情報化対策部会

3月25日開催(ウェブ会議)

令和6年度事業計画案及び予算案を協議

1. デジタルフォーラム

昨年12月に開催したデジタルフォーラムの今後の開催に向けて、運営費やアンケート結果等を元に検討した。今後の方針としては、2年に1度の開催とし、開催時期やスケジュール等を協議した。

2. 第六世代電子証明書等

佐々木部長から、第六世代電子証明書・税理士認証カードに係る周知スケジュール等の説明が行われた。また、4月末頃に日税連にて申込等に関する周知動画が完成することから、会報等でも周知を依頼することとした。

3. 令和6年度事業報告

佐々木部長から、①電子申告・納税制度に関する改善要望②情報基盤の整備、効率化・合理化③税理士実務についてのICTに関する情報提供④税理士用電子証明書⑤日税連税法データベースとの連携—の5項目の事業報告が行われた。

4. 令和7年度事業計画案及び予算案

情報化対策部の事業計画については、次の4項目を決定し、正副会長会に上程することとした。

(1) 電子申告・納税制度について税理士実務の視点からの改善要望を会員から集約し、日税連その他関連機関に当会としての意見を提出するとともに、業務に必要なICTに関する情報を収集し、会員に対して提供する。

(2) 税理士法等の改正を踏まえ、会務を円滑に遂行するための情報基盤の整備について検討を行うとともに、他の分掌機関と連携し、税理士の業務のデジタル化に関する施策を推進する。

(3) 税理士用電子証明書に関して、第六世代電子証明書への円滑な移行を図るとともに会員への情報提供を行う。

(4) 日税連税法データベースとの連携を図り、税理士情報ネットワークシステムについて会員への情報提供を行う。

また、予算案は全体会議6回(うちウェブ会議4回)のほか、アンケート調査実施費、実務用機材費等を要求することとした。

5. 「電子申告に関する要望事項」各県意見

各県から提出された電子申告に関する要望事項について確認し、日税連に提出することとした。

6. その他

第六世代電子証明書等に関する周知の開始に合わせて、5月に一度部会を開催することとした。

中小企業対策部会

4月4日開催

日本政策金融公庫との創業支援セミナー開催等について協議

1. 「早期経営支援の促進に向けた広報ツール・研修動画

四国経済産業局の担当者より、「早期経営支援の促進に向けた広報ツール・研修動画について」の説明が行われた。

2. 日税連中小企業対策部会の出席報告

藤井部長から、①創業支援セミナー等の実施要領②令和8年度税制改正建議書作成に係る意見提出③次期税理士法改正へ向けた論点報告(仮)に係る意見提出④令和7年度に実施する春の研修会⑤「法人版事業承継税制(特例措置)」の周知—などの報告が行われた。

3. 令和6年度事業報告

令和6年度事業報告として、①会員が行う中小企業支援業務の円滑化のための情報発信②中小企業者等への創業支援③事業承継マッチングサイト「担い手探しナビ」の普及の取り組み④金融懇話会・協議会の開催—について報告が行われた。

4. 令和7年度重点事業及び予算案

中小企業対策部の重点事業を次のとおり決定し、正副会長会に上程することとした。

- (1) 会員が行う中小企業支援業務の円滑化に寄与するため、関係官庁及び他の中小企業支援機関等との連携を図り、諸施策の情報を発信する。
- (2) 中小企業者等の創業支援に資する施策を講じるため、日本政策金融公庫等との連携を図り「創業支援セミナー」を開催する。
- (3) 中小企業支援の主たる担い手である税理士と地域金融機関等及び関係官庁、他の中小企業支援機関等の相互理解と連携を促すため金融懇話会と協議会を開催する。
- (4) 事業承継サイト「担い手探しナビ」の周知・普及に資する施策を積極的に実施する。
- (5) 「中小企業の会計に関する指針」及び「中小企業の会計に関する基本要領」（これらのチェックリストを含む。）の普及定着を図るため、所要の対策を講ずる。
- (6) 会計参与制度の普及推進、業務水準の確保及び業務支援に向けた施策を進める。
また、予算案は全体会議4回（うちウェブ会議2回）のほか、日税連研修派遣旅費、関係官庁及び金融機関等との協議会等、創業支援セミナー開催費用補助、認定支援機関の登録・更新推進費、担い手探しナビの周知・普及活動費用等を要求することとした。

5. 四国経済産業局 WEB 研修会

藤井部長から、3月17日に収録した四国経済産業局 WEB 研修会について、令和7年4月24日に配信を予定しているとの説明が行われた。周知については、会報と併せてチラシを配付することとした。

6. 日本政策金融公庫との創業支援セミナー開催

次年度は早い時期での創業支援セミナー開催の希望があったが、今年度は役員改選もあることから次期委員への引継ぎ事項となる旨の検討が行われた。

税理士用電子証明書に関するお知らせ

重要事項

現在、会員各位に発行している第五世代の税理士用電子証明書は、来る令和8年3月31日に有効期限を迎えます。

そこで、日本税理士会連合会では令和7年8月より第六世代の税理士用電子証明書の申込受付を開始します。

第六世代の税理士用電子証明書は、リモート署名方式と税理士認証カードを組み合わせたものです。税理士認証カードについては、全税理士会員に対して令和7年8月以降順次、税理士名簿に基づく事務所所在地に一般書留郵便で発送します。

税理士認証カードを受け取り後、日税連ホームページに掲載の管理ツールをダウンロードし、表示される画面案内に沿ってオンラインまたは書面により、第六世代の税理士用電子証明書をお申込みください。

令和7年 税理士認証カード発送開始スケジュール（予定）

- 8月14日（木） 北陸会、中国会、四国会、九州北部会、南九州会、沖縄会に所属する会員
- 8月25日（月） 北海道会、東北会、名古屋会、東海会に所属する会員
- 9月16日（火） 近畿会に所属する会員
- 10月6日（月） 東京地方会、千葉県会、関東信越会に所属する会員
- 11月4日（火） 東京会に所属する会員

※上記スケジュールに基づき、順次発送となります。

※7月以降の新規登録者については、登録月の月末～翌月初を目途に税理士認証カードを一斉発送の予定です。

【留意事項】

- オンライン申込みの場合、第五世代の税理士用電子証明書またはマイナンバーカード（署名用電子証明書が格納されているもの）を利用することで、住民票等の添付書類の提出が不要となります。
- 申込時において、税理士名簿に登録された内容（自宅住所、氏名等）に変更がある場合は電子証明書を発行することができません。事前に税理士名簿の変更登録を行ってください。
- 第五世代の税理士用電子証明書の申込受付は令和7年7月15日申込書到着分をもって終了します。

令和7年度会議等開催計画

	正副 会長会	常務 理事会	理事会	支部長 会	諸 会 議	日税連等関係
4月	4/23 (水) WEB				4/15 (火) 協同組合常務理事会、推薦会議 4/18 (金) 共済会総合保障プラン表彰 式、事業推進懇談会等(高知・ 城西館)	4/1 (火) (日税協) 常務理事会 4/2 (水) 全税協総会打合せ 4/9 (水) (日税共) 常務理事会、理 事会、全国業務推進会議 (金沢) 4/22 (火) 企業年金基金普及推進委員会 4/24 (木) 正副会長会・登録
5月	5/7 (水) WEB	5/12 (月) 懇親会 あり	5/13 (火)		5/9 (金) 協同組合監事会 協同組合常務理事会・理事会 5/12 (月) 共済会常務理事会 5/13 (火) 共済会理事会 5/13 (火) 監事会	5/14 (水) (日税政) 全国後援会活 動活性化会議 5/16 (金) 日税共常務理事会 5/22 (木) 正副会長会・登録
6月	6/17 (火)	6/17 (火) 懇親会 あり 6/18 (水)			6/3 (火) 愛媛県連定期総会 6/10 (火) 香川県連定期総会 6/11 (水) 高知県連定期総会 6/12 (木) 徳島県連定期総会 6/17 (火) 共済会常務理事会 6/18 (水) 定期総会(高松) 顧問相談役会(高松) 6/18 (水) 協同組合通常総会(高松) 6/18 (水) 共済会総代会(高松) 6/19 (木) 総会記念ゴルフ (鮎滝カントリークラブ)	6/4 (水) 正副会長会 ぜいたいきょう理事会 (日税共) 常務理事会・ 理事会 6/5 (木) 常務理事会 6/24 (火) 正副会長会・登録 ぜいたいきょう通常総会 ・理事会 6/25 (水) 理事会 6/30 (月) (日税共) 総代会・常務 理事会・理事会
7月	7/9 (水) WEB	7/16 (水) 懇親会 あり	7/17 (木) 懇親会 あり	7/17 (木) 懇親会 あり	7/7 (月) 協同組合常務理事会・理事会 7/16 (水) 共済会常務理事会(会館) 7/17 (木) 部長連絡会議(会館) 7/17 (木) 共済会理事会(会館) 7/25 (金) (税政連) 監事・財務員会・後 援会長会議	7/1 (火)・7/2 (水) 監事会 7/18 (金) (日税共) 常務理事会 7/23 (水) 正副会長会・登録 7/24 (木) 定期総会 7/25 (金) 企業年金基金理事会・代議員会 (日税協) 常務理事会
8月	8/28 (木)	8/28 (木)			8/19 (火) (税政連) 幹事会・総務会 8/28 (木) 局との定例懇談会 (懇親会あり)	8/7 (木) 正副会長会 8/20 (水) (日税共) 常務理事会 8/21 (木) 正副会長会・登録 8/22 (金) 企業年金基金理事会
9月					9/12 (金) 香川県支部税政連定期大会 9/19 (金) 四国税政連定期大会(徳島)	9/4 (木) 常務理事会 9/10 (水) (日税協) 理事会 9/18 (木) (日税共) 常務理事会 9/24 (水) 正副会長会・登録 9/24 (水) 理事会 9/25 (木) <日税政> 定期大会
10月	10/15 (水) WEB	10/28 (火)	10/28 (火)	10/7 (火) クレメン ト懇親 会あり	成年後見に関する無料相談(予定) ※県によって日程が前後する可能性あり 10/16 (木) ~10/17 (金) 光州地方税務士会との懇談会 (松山)	10/9 (木) (税協連) 通常総会・常務 理事会 10/10 (金) 公開研究討論会(横浜) パシフィコ横浜ノース 10/16 (木) (日税共) 常務理事会 (日税共) 業務推進地域 責任者会議 10/20 (月) 正副会長会・登録 10/21 (火) <全税共> 定期総会(高松)
11月	11/10 (月) 11/25 (火)	11/25 (火)			11/6 (木) 西日本ブロック会議(大阪市) 11/10 (月) 新入会員研修(懇親会あり) 11/11 (火) ~11/17 (月) 税を考える週間行事 11/21 (金) 県別ソフトボール大会(高知) (懇親会あり) 11/25 (火) 局との定例懇談会	11/18 (火) ~ 11/21 (金) AOTCA総会(カトマンズ) 11/26 (水) 正副会長会・登録 ぜいたいきょう理事会 11/27 (木) 常務理事会 11/28 (金) 企業年金基金普及推進委員会・ 普及推進担当員連絡会議

	正副 会長会	常務 理事会	理事会	支部長 会	諸 会 議	日税連等関係
12月					12/11 (木) 局との実務者会議	12/4 (木) (日税共) 常務理事会・理 事会・業務推進地域責任 者会議 12/9 (火)・12/10 (水) 監事会 12/22 (月) 正副会長会・登録 12/23 (火) 理事会
1月	1/13 (火) WEB	1/20 (火) クレメント	1/20 (火) クレメント	1/20 (火) クレメント	1/20 (火) 顧問・相談役会 1/20 (火) 賀詞交歓会 1/20 (火) 協同組合理事会	1/8 (木) 正副会長会 1/8 (木) 常務理事会 1/8 (木) 賀詞交歓会 1/22 (木) 正副会長会・登録 1/23 (金) 企業年金基金理事会・ 代議員会
2月	2/13 (金) WEB				2/6 (金) 協同組合キャンペーン表彰 式(クレメント) 2/23 (月) 税理士記念日	2/19 (木) 正副会長会・登録
3月	3/18 (水) WEB	3/23 (月)	3/23 (月)		3/23 (月) 共済会常務理事会・理事会	3/24 (火) 正副会長会・登録・ 常務理事会 3/25 (水) 理事会

※ 上記は、あくまでも当初の開催計画ですので、年度途中で状況により日程を変更する場合がありますのでご了承ください。

—— 税理士の使命と倫理 ——

税理士の使命

税理士は、税務に関する専門家として、独立した公正な立場において、申告納税制度の理念にそって、納税義務者の信頼にこたえ、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図ることを使命とする。

税理士の五訓

- 一. 税理士は、税務に関する専門家としての自覚のもとに、常に教養を深め、高い品性の陶冶に努めなければならない。
- 二. 税理士は、納税者の信頼にこたえるため、業務に関する法令と実務の研鑽に努め、関与先企業の適正納税と健全経営に寄与しなければならない。
- 三. 税理士は、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。
- 四. 税理士は、脱税等をほう助、指示、又は教唆してはならず、その相談に応じてはならない。
- 五. 税理士は、お互いに信義を重んじ、税理士に関する法令・会則等を遵守し、会務運営に積極的に協力しなければならない。

四 国 税 理 士 会

令和6年度末 四国会会員数状況

令和6年度は、税理士会員の入会は70名、退会は53名（内、死亡による退会23名）で、令和6年度3月31日現在の会員数は1,661名となり、前年より11名増加となった。また、税理士法人の入会は、主たる事務所が6、従たる事務所が6、退会は主たる事務所が4、従たる事務所が4で、令和6年度末では主たる事務所が107、従たる事務所が57となった。

各県別の税理士会員数の推移、年代別構成人員は次のとおり。

県別会員数の状況

〈（ ）内は割合：％〉

	H30.3	H31.3	R2.3	R3.3	R4.3	R5.3	R6.3	R7.3
香 川	542 (33.9)	539 (33.3)	539 (33.1)	532 (32.6)	539 (32.9)	542 (32.8)	550 (33.3)	550 (33.1)
愛 媛	557 (34.9)	577 (35.7)	582 (35.7)	578 (35.4)	578 (35.2)	582 (35.3)	574 (34.8)	576 (34.7)
徳 島	289 (18.1)	281 (17.4)	286 (17.6)	292 (17.9)	292 (17.8)	293 (17.8)	299 (18.1)	297 (17.9)
高 知	210 (13.1)	219 (13.6)	222 (13.6)	230 (14.1)	231 (14.1)	233 (14.1)	227 (13.8)	238 (14.3)
計	1,598	1,616	1,629	1,632	1,640	1,650	1,650	1,661

(月末退会者を含む)

年代別構成人員

〈（ ）内は割合：％〉

	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代	90代	計	平均年齢
香 川	3 (0.6)	29 (5.3)	76 (13.8)	120 (21.8)	142 (25.8)	148 (26.9)	26 (4.7)	6 (1.1)	550	61.6
愛 媛	2 (0.3)	34 (5.9)	114 (19.8)	104 (18.1)	138 (24.0)	146 (25.3)	34 (5.9)	4 (0.7)	576	60.5
徳 島	0 (0.0)	18 (6.1)	42 (14.2)	62 (20.9)	74 (25.0)	81 (27.3)	18 (6.1)	2 (0.7)	297	61.7
高 知	0 (0.0)	12 (5.0)	30 (12.6)	53 (22.3)	62 (26.1)	65 (27.3)	14 (5.9)	2 (0.8)	238	62.2
計	5 (0.3)	93 (5.6)	262 (15.8)	339 (20.4)	416 (25.1)	440 (26.5)	92 (5.5)	14 (0.8)	1,661	61.5

(月末退会者を含む)

税理士法人会員数の状況

〈単位：社〉

	H30.3	H31.3	R2.3	R3.3	R4.3	R5.3	R6.3	R7.3
主たる事務所	72	81	87	86	92	99	105	107
従たる事務所	45	44	47	51	53	53	55	57
計	117	125	134	137	145	152	160	164

令和8年度税制改正に関する意見書

〈四国税理士会〉

I はじめに

我々税理士は、中小企業者の決算や資産税の申告等の実務を通じて、納税者の現状を十分に理解する立場にある。その立場から国内における税制が、わが国の税制基盤を支える税収の基礎である納税者の申告実務にどのような影響を与えているのか、それを前提に構築されるべき「あるべき税制」とはどのようなものかといった点を検証し、税制改正についての意見を述べることは納税者の声を代弁するという点で非常に重要であると考えます。

四国税理士会は、税理士法第49条の11（建議等）の趣旨に基づいて令和8年度の税制改正に関する意見書を作成している。作成に当たっては、各会員に税制及び税務行政の改善について広く意見を求め、集約した意見について調査研究部において検討を加え、理事会の承認を得て公表している。

II 税制に対する考え方

わが国の税の基本原理は「公平・中立・簡素」である。しかし、人口減少と高齢化の進行、財政悪化の進展、技術革新による経済環境の高度化・複雑化、貧富の格差の拡大、地域経済の疲弊化、環境問題の深刻化、ライフスタイル・価値観の変化等の影響を受け、この原則を維持することは困難な状況である。

このような状況にあって、納税者に最も近い存在である税理士は、実務家としての立場から、納税者の現状を理解し、さらに税務の専門家として税制及び税務行政の背景を理解した上で、税制に対する意見を述べることは税理士の使命である。

四国税理士会は、この税理士としての使命を達成するために、税負担の公平や制度の簡素化等について、以下の視点に立って税制改正を提言するものである。

1 公平な税負担

公平な税負担は、税制を考える上で最も基本的な視点である。公平には、従来から等しい状態にある者は等しい税負担をするという「水平的公平」と、大きな担税力を持つ者はより多くの税金を負担してもらうという「垂直的公平」がある。また、少子高齢化が進展する現在、生涯を通じて税負担に偏りが起こらないよう「世代間の公平」という観点も指摘されることがある。最近の経済のデジタル化等に代表される複雑な経済活動のもとでは、これらの公平の概念の実現には、困難を伴うと思われるが、担税力に応じて税負担を配分し、各税目間でバランスのとれた税制を構築すべく公平についての議論は引き続き行われていかなければならない。

2 簡素で納得のできる税制

わが国では、主要な国税は申告納税方式によって確定している。それは納税者が自ら税金を申告納税するという民主主義的な国家観に基づくものである。したがって、税制は納税者の視点に立って簡素で納得されるものでなければならない。

3 必要最小限度の事務負担

課税庁の事務負担に限らず、納税者が申告納税を行うための事務負担であるシステム構築のコストについても必要最小限度になるよう配慮すべきである。

4 時代に適合する税制

わが国における少子高齢化の進行、経済のグローバル化、技術革新と資本市場の変化など、経済情勢が刻々と複雑化し続ける中、税制は常に時代に適合するよう見直しを継続していかな

ければならない。また、進展する社会のデジタル化への対応も喫緊の課題である。

5 透明な税務行政

急激に進展する社会のデジタル化に対応するためには、税務行政においても迅速な施策が求められる。そのような中でも公平な税負担の確保と申告納税制度の維持発展のためには、透明な税務行政であることが不可欠である。特に、税務行政手続に関する規定は可能な限り法律において整備することが求められる。

【今年度の意見書におけるマクロ的視点での提言】

1 国税通則法・納税環境整備について

令和5年6月に公表された「税務行政のデジタル・トランスフォーメーション－税務行政の将来像2023－」では、従前の「納税者の利便性の向上」と「課税・徴収の効率化・高度化等」に新たに「事業者のデジタル化促進」を加えた三つの方針を柱としつつ、「あらゆる税務手続が税務署に行かずにできる社会」に向けた構造を示すとともに、これまではe-Taxをはじめ、税務手続きのデジタル化について「国税庁の施策」を推進してきたが、今後は事業者の業務のデジタル化促進に向けた周知広報を行っていくとしている。

現在インボイス制度や電子帳簿保存法、キャッシュレス納付等「事業者のデジタル化促進」施策が矢継ぎ早に実施されているところである。このような中で、納税者に対する丁寧で入念な周知広報が求められると共に、早急に進めるべき喫緊の課題と、納税者の権利への配慮が必要な施策とを区分し、必要な段階を経ながら制度の定着が図られるべきである。

また、中小企業者においては、経理処理レベルの格差、システム構築コスト負担の格差があるため、IT導入補助金を充実し、中小企業者の取引やバックオフィス業務のデジタル化に対する支援を通じた生産性向上を後押ししていくさらなる施策が求められる。

2 消費税等について

インボイス制度については令和5年10月より実施されているところであり、公正な取引価格の維持や価格改定等の納税者からの相談や、中小零細事業者の経営への配慮等、新たな制度の定着に向けて取り組むべき課題は多い。地方の企業が活性化されるよう臨機応変な制度運用と必要な法改正等の措置が望まれる。

3 中小企業税制について

中小企業の経営状況は、業種により違いも見られているが、円安や物価上昇により収益環境の悪化が懸念されている。現在我が国は四半世紀続いたデフレからの脱却が喫緊の課題であり、雇用全体の7割を創出する中小企業においては賃上げ促進税制の実効性を高めるための適切な価格転嫁を促進させることが重要である。また、中小企業者においては、デジタル化への対応や事業再構築など人材的にも資金的にも大企業と同様には対応できないのが現実である。中小企業税制においては、軽減税率の特例、中小企業投資促進税制及び中小企業経営強化税制のみならず、中小企業者の特質に十分配慮した税制によるさらなる支援が求められる。

【課税形態ごとの検討課題】

1 所得税関係

- (1) わが国にとって喫緊の課題である少子化への対応のため、課税単位について抜本的に見直すこと
- (2) 源泉徴収事務の見直しを図ること
- (3) 土地税制の見直しを図ること

2 法人税関係

- (1) 国際的に競争可能な税制の整備を図ること
- (2) 中小企業にも配慮し、経営活力の障害とならない方向で税制の整備を図ること

3 相続税・贈与税関係

- (1) 円滑な事業承継が可能となる税制にすべきであること
- (2) 相続税課税のあるべき姿がどのようなものであるかを検討していくこと

4 消費税関係

- (1) 税の三原則「公平・中立・簡素」を堅持するとともに、事業者間の取引における正確な消費税額の把握を容易にし、単一税率による簡素な制度設計への見直しを行うこと
- (2) 財源を安易に消費税に求めず、行財政改革による財源の確保を目指すこと
- (3) 広く浅く財源を求めるのであれば、社会保障制度と連携した税制とすべきであること
- (4) いわゆる「益税問題」の解決を図るための施策を検討していくこと

5 地方税関係

- (1) 償却資産に係る固定資産税については、中小企業者の実態に配慮すること
- (2) 住民税及び事業税について、所得税等との整合性を図ること

6 国税通則法・納税環境整備関係

- (1) 電子申告の義務化を実施する際には、安定運用・情報保護等に配慮しつつ、納税者に負担のかからない制度を構築すること。特に中小企業者については、制度面も含めて万全の準備を行うこと
- (2) 納税環境の整備に当たっては、納税者の事務負担の軽減及び権利侵害に配慮すること

【本意見書の構成】

本意見書は、「重要な改正要望事項」、「基本的な改正要望事項」、「その他・改善要望等に関する事項」に大別した上で、税制に関する事項については税目ごとに分類している。

Ⅲ 重要な改正要望事項

- | |
|-----------------------------------|
| (1) 所得税の課税単位について、世帯単位課税制度を導入すること。 |
|-----------------------------------|

【理由】

現在のわが国にもっとも必要なものは人口減少に対応するための少子化対策である。この点に関して、税法において効果的な改善を行うために、子育てを念頭に置いた具体的かつ抜本的な見直しが必要である。また、共働き夫婦にとって、簡便で、働くことの壁にならない制度設計が求められる。

このようなことから、主要先進国の中でも高い出生率を維持するフランスの例を参考に、所得税の課税単位について、世帯を構成する夫婦と子どもの数を n として計算する「 n 分 n 乗方式」を導入すべきである。世帯単位課税には批判も多い。しかし、現行の税制が特に夫婦を含む家族に対する価値観の変化に対応できていない点、国内の少子化に歯止めがかかっていない現実、つまり納税者である国民の生活意識と乖離していることをまずは認め、その上で税制として少子化対策を目的とできる本制度の導入を図るべきである。

なお、制度創設に当たっては、高額所得者が有利になることを避けるため、本制度の適用には一定の所得制限を設けるとともに、現行制度からのスムーズな導入のために選択制とすべきである。

この他、子育てを目的とした社会保障政策その他の制度（子育て支援、女性の社会進出、家族の価値観の変化に伴う諸制度等）も並行して見直される必要がある。

(2) 消費税率は単一税率とすること。(一部修正)**【理由】**

令和元年10月1日より消費税の複数税率が導入され、令和5年10月1日より適格請求書等保存方式（以下「インボイス」という。）が始まった。複数税率の導入は、消費税の逆進性の対策として、生活に必須である飲食料品及び新聞の定期購読に対する消費税を軽減することにより、インボイス導入の目的は事業者間の取引における正確な消費税額と消費税率の把握を容易にし、税の適正な徴収を図ることにある。

一方でこれらの制度の導入は、消費税の課税事業者に過度な負担を強いていると言える。特に消費税計算における仕入税額控除の場面において、複数税率の確認及びインボイスの確認は相当の工数を要し、デジタル化にも逆行する事態となっている。例えば、公共料金の支払いにおいては、口座からの引き落とし若しくはクレジットカードでの支払いとなることが多いが、その支払いを会計に登録する際には、支払額を仕入入力することに加えて、インボイスを確認するために専用ホームページにログインして書類をダウンロードする必要がある。そのダウンロードした書類に記載されたインボイスの登録番号を国税庁サイトで確認する必要もある。明らかに標準税率であり、課税事業者からの仕入れであるものにまで、消費税率及び登録番号の確認を強いており、経営の効率化とは逆行する制度設計になっている。特に、複数税率であることにより、その作業は厳格な適用が求められるのであるから、複数税率を廃止し、単一税率による簡素な制度設計に見直すべきである。

税の三原則「公平・中立・簡素」は間接税の場合にはその納税を管理する事業者にも考慮されるべきであり、この原則を堅持するうえでも消費税率は単一税率とすべきである。

(3) 消費税について、適格請求書等保存方式（インボイス方式）について問題点を洗い出し、抜本的な改正を行うこと。(一部修正) (消法30)**【理由】**

令和5年10月より実施された適格請求書等保存方式（以下、「インボイス方式」という。）については、請求書等に記載誤りがあった場合や、記載要件を満たしていない場合など、適格請求書等発行事業者に訂正を求める必要があり、課税事業者はこれらの確認等に多くの労力を要し、場合によっては訂正を求めることなく適格請求書発行事業者以外の者からの課税仕入れとして処理している事例も多くあるなど課税事業者に過度な負担を強いている。既に発生している問題点を洗い出し、抜本的見直しを実施すべきである。

なお、複数税率を前提とするのであれば次の点を改めるべきである。

- ① 領収書様式の法定化及び罰則導入並びに手書きインボイスの廃止（インボイスの記載事項が領収書等のどこに記載されているか探す必要があり、記載事項や広告枠の位置の指定が望まれる。また、インボイス記載事項の不備が目立つため、レジスターを通じたインボイス発行の義務化とともに、発行事業者の適正発行を促すため罰則の導入を実施されたい。）
- ② インボイスの有無によりレシートの色分けを実施（大多数の事業者が仕入税額控除において全額控除方式であるため、一定の色の領収書の金額を集計すると仕入税額控除額が計算できる仕組みが望まれる。）

また、インターネット取引において、出店事業者のインボイス確認が仕入事業者における事務負担になっているため、インターネット取引についてはプラットフォーム事業者を売上事業者とみなしてインボイスを発行する制度にすべきである。プラットフォームはリバースチャージ方式を導入することで対応が可能と考えられる。また、この制度は、コインパーキング事業者など、運営代行を行う事業者にも導入すべきである。

IV 基本的な改正要望事項

1 所得税関係

- (1) 年末調整計算の時期を年始へと変更すること。給与所得の源泉所得税等の納付期限について、1月31日とするとともに、所得税の確定申告期間を2月1日から3月31日までとすること。また、源泉所得税等の納期の特例対象所得を拡大すること。(一部修正)
(所法181、183、199、204、216、復興措法28)

【理由】

年末調整に係る各種申告書は11月中に提出を求められることも多く、本人、配偶者、扶養親族の所得を見積金額で記載すること等により、結果として是正が生じることが多い。これを解消すべく年末調整計算の実施時期を年末から年始へと変更すべきである。

また、現行の源泉所得税の納付期限は原則として給与等を支給した月の翌月10日とされているが、1月は年末年始の長期休暇のほか、政府の働き方改革に伴う休日増加の要請に対応している事業者も多いことから年始の業務開始が10日近くになることもある。このようなことから、年末調整事務担当者の負担軽減を図るため、12月支給分の源泉所得税等の納付期限については、翌年1月の納付期限についてのみ1月31日とすべきである。加えて、年末調整の実施時期を年末から年始へ変更する場合、納期の特例の承認を受けている事業者は、翌年の1月20日までに年末調整が終了しない恐れがある。そのため、7月から12月分までの源泉所得税の納付期限についても同様に翌年1月31日とすべきである。

また、納期の特例対象所得は、常時発生すると考えられる給与・退職手当及び所法204条第1項第2号に掲げる(士業)報酬料金のみに限定され、単発かつ特殊性のある支払は対象となっていない。しかしながら、中小企業者の中には、他の項目についても源泉所得税が発生することは少なくないことから、法の趣旨である事務負担の軽減の観点より、これらについても特例対象所得にすべきである。

なお、年末調整の時期を年始へと変更することに伴い、所得税の確定申告の準備等についても影響が及ぶことから、所得税の確定申告期間は、2月1日から3月31日までに変更すべきである。

- (2) 青色申告者の純損失の繰越控除期間を5年に延長すること。(一部修正) (所法70)

【理由】

所得税の青色申告者は一定の要件のもと帳簿の備付けと保存が要求されており、小規模法人と実態は変わらない。一方で、青色申告法人の欠損金の繰越期間と比して所得税の青色申告者は純損失の繰越期間が3年であり、不均衡であると言わざるを得ない。所得税の更正・決定の期間、更正の請求期間を勘案し、青色申告者の繰越控除期間を5年に延長すべきである。

- (3) 「事業から対価を受ける親族がある場合の必要経費の特例」の規定を見直すこと。
(所法56)

【理由】

現行所得税法は個人単位課税を原則としているが、同法56条では家族構成員の間に所得を分割し、高い累進税率の適用を排除することによる租税回避を防止するため、例外的な措置として世帯単位課税が適用されることとなっている。しかし、同法56条が前提としていた旧来型の仕事観(家族観)が大きく変化している現状に鑑みれば、これに即した見直しが必要とされるべき

である。

具体的には、世帯主が事業主・その親族が補助者という旧来型の生計の体系であれば現行制度を維持するが、世帯主と親族の事業がそれぞれ独立して計算している場合（例：夫が弁護士、妻が税理士のようなケース）では、現行所得税の基本である個人単位課税として取り扱うべきである。

ただし、この規定の目的である恣意的な所得分散による租税回避行為の防止や税務執行面への対応についても配慮する必要がある。これらの観点から、税務署長に事前にその生計の内容を届け出た上で、それぞれの事業の帳簿が整備されていること及び必要経費としての金額に相当性があり、かつ支払時期が妥当であること等を前提に、本規定の適用が除外される制度を構築すべきである。

なお、所得税の課税単位として世帯単位課税が導入された際に、本事項は改めて検討されるべきである。

(4) 土地建物等の譲渡所得と他の所得との損益通算を認めること。(所法69、措法31、32)

【理由】

個人の包括的所得概念からすれば、理論上、純資産の増減をもたらす不動産譲渡損益も含めたところの担税力の増加に課税されるべきである。実務上においても、事業所得の損失を補うため、所有する不動産を譲渡するケースが散見されるところである。このような担税力に乏しいケースに課税を強いることは酷であり、かつ、不動産の流通を阻害し、経済の活性化まで失わせる制度となっている。したがって、土地建物等の譲渡所得と他の所得との損益通算を認めるべきである。

(5) 相続財産に係る譲渡所得の特例における・適用可能期間を見直すこと。(一部修正)
(所法33、措法35、39)

【理由】

被相続人の居住用財産（空き家）を売った際の特例の適用にあたって、適用可能期間については、家庭環境が複雑化している昨今の状況を考えると、遺産分割協議の成立に時間を要するケースも多いと思われ、相続の開始があった日から3年を経過する日の属する年の12月31日までに処分できない可能性も高いことから、適用可能期間を5年に延長すべきである。

また、相続又は遺贈により取得した財産を譲渡する場合の取得費の特例の適用にあたって、相続税の申告期限の翌日以後3年を経過する日までに譲渡しなければならないという要件を上記理由から5年に延長すべきである。

(6) 居住用財産の譲渡所得の特別控除（3,000万円控除）の適用期間を複数年（3年間）とすること。(一部修正)
(措法35)

【理由】

居住の用に供していた土地を譲渡する場合、特に相続した空き家を取り壊して譲渡する際や、広大な土地の譲渡における価格等の販売条件の点で、現状の土地を分筆して譲渡するケースがあり、このような場合は単年度で売却が完了しないこともある。そうしたことも考慮して、特別控除の適用は3,000万円を限度として3年間の繰越を認め、複数年控除可能な制度とすべきである。

- (7) 低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の特別控除（100万円）の適用に関し、都市計画区域内であるとする要件及び申告要件を廃止すること（措法35の3）

【理 由】

通路部分の譲渡や隅切りといった少額の土地譲渡にまで申告を強いるのは納税者に過度の負担を強いる結果になるため、既存制度である措法35の3の規定の区域要件及び申告要件を廃止し、申告を不要とするべきである。

2 法人税関係

- (1) 役員給与の損金不算入に関する規定を抜本的に見直すこと。（法法34）

【理 由】

法法34条は役員に支給する給与のうち、限定列举されたもの以外は損金の額に算入されないこととされているが、本来、役員給与は職務執行の対価として原則損金算入されるべきである。特に中小企業の経営者に求められるものは自由な発想と行動力であり、その結果としての経営責任の自覚が求められることとなるが、現在の規定によると結果的に経営者の判断を制約し、萎縮させているようなこととなっている。なお、形式的には、事前に株主総会において決議した報酬額の範囲までは原則として損金算入できるよう見直すべきである。

- (2) 受取配当等は全額益金不算入とすること。（一部修正）（法法23）

【理 由】

法人が所有する株式等に係る受取配当等については、現行制度上、同一の経済価値に対して二重に課税している。このことは企業の配当性向を阻害し、証券市場の活性化等に逆行しているといわざるを得ない。したがって、受取配当等は全額益金不算入とすべきである。

- (3) 法人税青色申告承認申請及び棚卸資産の評価方法・有価証券の評価方法・減価償却資産の償却方法の変更に係る各届出書等の提出期限を直前事業年度の申告書提出期限まで延長すること。（法法122、法令30、52、119の6）

【理 由】

法人に係るこれらの届出書等の提出期限は設立1期に該当する場合を除き、当該事業年度開始の日の前日までとされているが、個人の所得税では法定申告期限となっている。

納税者の便宜に資するため、直前事業年度の申告書の提出期限としても課税上の弊害や混乱を招くことはないと考えられ、各届出書等の提出期限を延長すべきである。

- (4) 寄附金の損金不算入制度を見直すこと。（一部修正）（法法37）

【理 由】

企業は、例えばCSR（Corporate Social Responsibility）活動に対する評価のように、社会貢献という形で寄附金を支出している場合が多い。それにもかかわらず全額損金算入される指定寄附金の範囲は狭い。今後、企業の一層の社会貢献を推進するためにも、特定公益増進法人や認定NPO法人等に寄附した場合の特別損金算入限度額を拡充すべきである。

(5) 公益法人等の課税制度を見直すこと。(新規)

(法法2、4)

【理 由】

公益法人等には法人税法第2条により特別法上の法人が含まれており、また法人税法第4条において公益法人等(学校法人、一般社団法人等(公益社団法人・公益財団法人及び非営利型法人に該当する一般社団法人・一般財団法人)、社会福祉法人、宗教法人、公共法人に含まれない各種の事業団等)は、法人税法2条13号に掲げられている34業種の収益事業を行う場合に限り法人税の納税義務を負うが、それ以外の事業については課税されず、税制上の優遇がなされている。

しかしながら、収益事業の判定に困難な場合が多いことや、公益目的の趣旨から逸脱し租税回避に利用されるなど、公益法人等の課税制度の公平性、中立性が問題となっている。

租税回避として利用される例として「不活動宗教法人」※がインターネットを通じて売買され、不正な租税回避に利用されるという事例が文化庁から注意喚起されている。このため、これらの特別法上の法人については、法令で限定列挙された34業種の収益事業による課税方式を見直し、国税庁が営利性と公益性の判断基準を示した上で免税資格を付与するなどの制度を導入し、不正な租税回避行為が認定された場合は免税資格を取り消すことが出来るような制度の導入を提案する。

具体的な公益法人等の課税制度の見直しに際しては、税制上の優遇措置を与え得る法人かどうかという観点から、適正な管理運営(ガバナンス)、説明責任(アカウンタビリティ)、情報開示(ディスクロージャー)を考慮し、広く国民が納得できるような制度設計を目指すべきである。

なお、公益法人等の課税制度の見直しに当たっては、適正な法人管理と運営がなされている公益法人等に配慮し、激変緩和措置を設ける等の猶予期間を設けた上で実施されることが望ましい。

※「不活動宗教法人対策の推進について」令和5年4月26日文化庁の資料より

3 相続税・贈与税関係**(1) 相続税の課税方式を法定相続分課税方式から遺産取得課税方式に見直しすること。****【理 由】**

相続時精算課税制度の改正や事業承継税制を利用した非上場株式の親族外承継を含め、一人の納税義務者が相続財産の全容を把握することが困難な状況になってきている。その点、現状の法定相続分課税方式(遺産課税方式+遺産取得課税方式)から遺産取得課税方式へ変更することにより中立的な税制を構築することができる。

また、「一人の相続人の申告漏れが他の相続人の相続税額の追加納付につながる」、「小規模宅地等の特例や農地の納税猶予などの減税効果が事業等の継続と無関係な相続人にも及んでしまう」といった現状が抱える問題についても、遺産取得課税方式へと変更することにより解決が図られる。なお、この変更は相続税制の根本に関わる問題であるため、基礎控除額や税率構造の見直し、配偶者の税額軽減の在り方、未分割遺産に対する課税方法、制度変更に伴う抵抗感などを十分に考慮する必要がある。

- (2) 更正の請求の特則事由に「相続した保証債務の履行があり、求償権の行使が不能な場合」を加えること。(相法32)

【理由】

相続財産から控除すべき債務は、相続開始の現況によって確実に認められるものに限られており、保証債務についてはその現況において保証債務の履行がなされ、求償権を行使できない場合以外は控除されない。

しかし、保証債務はその性質上、相当期間経過後に弁済不能の状態になるケースが多く、この救済規定がないことは、制度の重大な欠陥であり、申告期限までに保証債務の履行をした場合は期限内申告において債務控除の対象とするのはもちろんのこと、申告期限後5年以内に保証債務の履行をした場合を更正の請求の特則の事由に加えるべきである。

- (3) 生命保険金等及び退職手当金等の非課税額を1人当たり1,000万円とすること。(相法3、12)

【理由】

少子高齢化となっている現在において、公的扶助である年金制度等だけでは被相続人死亡後の生活環境の変化等に対応することは難しくなっている。生命保険金及び退職手当金の非課税制度の目的は相続人等の生活を安定させることであり、昭和63年に500万円に改定されて以降据え置かれた状態である非課税金額を見直し、500万円割増して1,000万円とすべきである。

ただし、1,000万円と改定することにより富裕層に対する優遇となることのないように配慮すべきである。

- (4) 家屋の相続税評価の方式を見直すこと。(一部修正) (財基通89)

【理由】

老朽化した家屋の評価は、固定資産税評価基準上の経年減点補正率の下限が20%に設定されているため、通常の売買価額(時価)よりも固定資産税評価額が高くなる場合が多い。地方税法では、地域住民に対する行政サービスを提供するために固定資産税評価額を一定水準以上に維持する仕組みが採用されている。このため、現行の評価制度では老朽化した家屋に対して過大な相続税負担が課されており問題である。

老朽化した家屋の評価額を時価に近づけるため、財産評価基本通達97に定める構築物の評価方法を家屋にも適用し、再建築価額から建築時から課税時期までの期間の償却費(定額法)の合計額又は減価の額を控除した金額の70%を評価額とする方法を新たに選択肢として加えるべきである。この見直しにより、老朽化が進み再建築価額から償却費や減価の額を差し引いた結果、評価額が0になる場合には、納税者はその家屋を0評価とすることが可能となる。

- (5) 相続時精算課税適用者が特定贈与者から贈与により取得した一定の土地又は建物について、災害により一定の被害を受けた場合に、相続税の課税価格に加算する価額を、被害を受けた部分に相当する額を控除した残額とする規定につき、令和6年1月1日より前の災害により被害を受けた場合及び土地建物以外の資産も対象にすること。(一部修正) (相法21の15) (措法70の3の3)

【理 由】

令和5年度税制改正により、相続時精算課税に係る土地建物の価格の特例が創設された。しかし、導入された制度は、令和6年1月1日以後に生ずる災害による被害に限られ、かつ、対象財産が土地建物に限定されている。それ以前に災害がある場合は救済の対象とされており、ここ数年の自然災害の頻度は異常であり、かつ甚大である。施行日には、既に受贈財産である家屋が滅失していることも考えられるため、施行日以後の「災害」ではなく「相続」に関して適用されるよう改めるべきである。また、贈与を受けた非上場株式に係る法人が所有する土地建物やその他の固定資産について事業継続を左右する被害が生じることも想定されるため、対象事由に「非上場株式に係る法人が所有する有形固定資産に被害を受けた場合」を加えるべきである。

4 消費税関係**(1) 事業者免税点制度を見直すこと。(一部修正)**

(消法2①14、9、9の2、10、11、12、12の2、12の3、12の4)

【理 由】

現行の事業者免税点制度については、この制度の抜け穴をついた租税回避行為とそれらへの対応のための度重なる改正により非常に複雑となっており、納税者にとって理解が困難な制度となっている。

そこで、シンプルでわかりやすい制度に改めるべく基準期間における課税売上高による納税義務の判定を廃止し、すべての事業者を課税事業者であると同時に適格請求書発行事業者としたうえで、小規模事業者に配慮し、現行制度では免税事業者に該当する事業者には2割特例による納税制度を設けることや、課税売上高が一定額以下の零細事業者（例えば所得税において現金主義の特例が認められる売上300万円以下の事業者など）については申告不要とするなどの制度を新たに設けるべきである。

(2) 簡易課税制度におけるみなし仕入れ率を見直すとともに、各種届出書の提出期限を消費税確定申告書の提出期限までとすること。(一部修正)

(消法30、37)

【理 由】

簡易課税制度は、消費税創設時に中小企業者の事務負担を軽減するための特例措置として設けられた制度であるが、一方で益税問題が生じている。事務負担軽減のメリットがある上に原則による納税額との比較検討を行った上での多額の益税が生じている現状は、税の原則である「公平性」が著しく損なわれていると言える。よって、それを解消するため、みなし仕入れ率を大幅に引き下げて、原則課税による恩恵を放棄する事業者だけが利用する制度に改めるべきである。また、本来営利を目的とする法人は、源泉徴収義務など各種税法の精通が求められている組織であるため、簡易課税の対象から除外するべきである。

また、簡易課税の各種届出書の提出期限は、適用開始課税期間の開始日の前日となっているが、次の事業年度開始前に、それらの届出等の判断をすることは困難であり、納税額にも重大な影響を与えている。一定の要件を付したうえで各種届出書の提出時期を確定申告書の提出期限と同じにするべきである。

(3) 非課税取引の範囲を見直すこと。(一部修正) (消法6、7、30別表第一、別表第二)

【理由】

現行制度では非課税売上げがある場合の仕入税額控除は課税売上割合に応ずる部分のみが仕入税額控除の対象となっている。このため、非課税売上げに対応する消費税額は消費者に転嫁できないため事業者が負担することとなる。医療や福祉、教育関連など社会政策的観点から非課税とされているものは、本来的には所得税や社会福祉で対応すべき課題であり、消費税を非課税とする理論的根拠に乏しいため、課税取引に改め、仕入税額控除を全額控除できるよう改正すべきである。特に居住用の賃貸建物という括りでタワーマンションに係る家賃が非課税となっていることは問題であるとともに、また、居住用賃貸が非課税であることによりオーナー事業者が免税事業者にとどまり、1室をテナント利用している事業者がインボイスを受領できない等の問題が生じている。

(4) 特例における2年間継続適用要件を廃止すること。(消法9、19、30、37)

【理由】

消費税法における課税事業者の選択、課税期間特例の選択、簡易課税の選択、一括比例配分方式による計算の選択の各規定については2年間継続適用することとなっている。経済環境の著しい変化に対応する経営判断において、税制によりその判断がゆがめられることのないよう当該制度は廃止すべきである。

(5) 調整対象固定資産を取得した場合の納税義務の免除の特例を廃止すること。(一部修正)
(消法9、12の2)

【理由】

「調整対象固定資産を取得した場合の納税義務の免除の特例」と、「高額特定資産を取得した場合の納税義務の免除の特例」は、ともに行き過ぎた節税スキームを防止するという観点から創設されたものである。重複する部分も多くあるこれら二つの制度が併存するのは、納税者にとってわかりにくく、制度趣旨としては「高額特定資産を取得した場合の納税義務の免除の特例」が存在することで必要十分であり、「調整対象固定資産を取得した場合の納税義務の免除の特例」は廃止すべきである。なお、前記した免税点制度及び簡易課税制度の改正要望を踏まえると、高額特定資産を取得した場合の納税義務の免除の特例を含めて廃止すべきである。

5 国税共通

(1) 少額の減価償却資産の取得価額基準を引き上げ50万円未満にするとともに、一括償却資産の損金算入制度との選択適用とすること。

(所令138、139、法令133、133の2、措法28の2、67の5)

【理由】

減価償却資産については、その取得価額が10万円未満（少額の減価償却資産の取得価額の必要経費又は損金算入）、20万円未満（一括償却資産の必要経費又は損金算入）、30万円未満（少額減価償却資産の取得価額の必要経費又は損金算入）と複数の取扱いが認められているが、実務上は30万円未満の取得価額の必要経費又は損金算入の特例を選択するケースがほとんどである。

日本経済全体の設備投資を促進して経済の活力を維持・向上及び近年の物価高騰を踏まえ、かつ、事務処理の簡素化を実現するためにも少額の減価償却資産（所令138・法令133）の取得価額基準を大企業・中小企業を問わず50万円未満まで引き上げるべきである。なお、損益への影響を考慮し、同50万円未満の資産については事業者の判断により、一括償却資産の必要経費又は損金算入制度との選択適用ができるようにすべきである。

(2) 行為計算否認規定の要件を明確にすること。(一部修正)

(所法157、法法132、132の2、相法64)

【理由】

行為計算否認規定は、事実認定の実質主義や仮装行為の否認規定のように新たな私法上の法的、経済的事実を認定するものではなく、租税負担の実質的公平を図るという要請から納税者に不利益な課税を行う特例的法理と言われており、課税庁はその適用に当たり十分な注意が必要と考えられる。したがって、課税要件を明確化し、恣意性を可能な限り排除するため、「税の負担を不当に減少させる結果」の意義を明確にすべきである。

(3) 社会保険診療報酬の所得計算の特例を廃止すること。

(措法26、67)

【理由】

所得税及び法人税いずれの場合においても、その所得は収支計算（損益計算）を基礎としたものでなければならない。会計検査院の指摘においても「特例を適用していた者のほとんどが実際経費を計算した上で概算経費と比較して有利な方を選択していた実態が見受けられた」と意見書を提出している。この特例は「小規模医療機関の事務処理の負担を軽減することにより、その経営の安定化を図り、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を図ることを目的とする。」という本来の趣旨は失われており、実態として有利な所得計算の選択という、所得の公平を阻害する特例となっている。その適用範囲が社会保険診療報酬の額が年間5,000万円までの場合に限定されているとはいえ、公平な課税を損なうものであり、当該特例制度は廃止すべきである。

(4) 収用等の場合の5,000万円の特別控除特例を複数年適用可能とすること。(一部修正)

(措法33の4、65の2)

【理由】

同制度の要件に、一の収用交換等に係る事業につき、資産の譲渡が2以上の年に分けて行われた場合には最初の年に譲渡した資産に限られることが含まれている（措法33条の4Ⅲ②、65の2Ⅲ②）。ところが、実務上は事業が大規模なもので複数年にわたる結果、公共事業の施行者都合で資産の譲渡が複数年になる場合が散見される。

この場合、同一年内の譲渡であれば5,000万円まで特例の適用が受けられたにもかかわらず、最初の年の譲渡のみの特例適用になり、翌年分は特例適用が受けられないという不公平が生じている。収用における特別控除創設の趣旨に鑑み、公共事業の施行者都合で資産の譲渡が複数年になる場合、複数年度の累計で5,000万円まで特例が適用されるよう救済規定を設けるべきである。

6 地方税関係

- (1) 固定資産税における再建築価格方式による家屋の評価方法の見直しを行うこと。
(地法341、349、388)

【理由】

固定資産税における家屋の評価は、再建築価格を基準として評価する方式となっており、評価時において家屋の新築に通常必要とされる建築費を求め、家屋の現状によって経過年数、損耗の程度などに応ずる減価を行って評価している。

地方税における応益性の原則から、現在の評価方法は基本的に妥当な面もあるが、建物の固定資産税評価額は、相続税・贈与税を計算する際の評価額に連係し、また所得税の適正家賃の計算時にも使用されるなど、他の税目にも強く影響する。

特に鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造の建物の場合、経年減点補正率基準表において経過年数65年以上で20%となり、減価償却の耐用年数等に関する省令における耐用年数の50年より長く、また残存率も多い。

これらの点から、経年減点補正率の引き下げ及び残存率の見直し等を導入することで、各税目を通じた適正な時価となるように再建築価格方式を見直すべきである。

- (2) 個人事業税に係る事業主控除額をその年の前年の民間平均給与額の1.5倍程度まで引き上げること。
(地法72の49の14)

【理由】

個人事業税の事業主控除は、事業主の勤労部分は控除すべきという趣旨から、事業主控除が勤労の対価の性質をもつと考えられ、同時に法人企業の役員報酬や給与所得者との負担のバランス上設けられたものであるが、20年以上も見直されていない。事業主の勤労の対価としての金額の算定は困難ではあるが、民間平均給与との比較によって求めることは合理的であると考えられる。したがって、事業主控除額をその年の前年の民間平均給与額の1.5倍程度に引き上げるべきである。

- (3) 中小企業について事業税、道府県民税及び市町村民税に欠損金の繰戻し還付制度を創設すること。

【理由】

法人税の欠損金の繰戻し還付制度と同様に地方税においても当制度の創設を求め、窮地にある中小企業のより効率的な救済策を図るべきである。国税と地方税の課税標準の整合性、分かりやすさの面からも制度を創設すべきである。特に、解散時においては、今後救済されることはないため、解散時に限っても早急に対応すべきである。

- (4) 住民税の所得控除額を所得税と同額にすること。
(地法34)

【理由】

住民税は負担分任の性格を持つことから、所得税よりも広範囲の納税者に負担を求めるため、住民税の所得控除額は、所得税より低くなっているといわれる。しかし、税源移譲により平成19年度から住民税の税率が上がったことで国民にとっても住民税の負担は増している。また、地方の事務負担の軽減や、納税者にとって簡素な税制とするためにも住民税の所得控除額は所

得税と同額にすべきである。

- (5) 出国により非居住者となった場合の住民税については、出国日を賦課期日とみなして現年度で課税すること。(地法39、318)

【理由】

現行の地方税法では、住民税は前年の所得に対して課税されることとなっている。

出国して非居住者となった場合、賦課期日である翌年の1月1日において国内に住所がないため、出国した年分の住民税は課税されない。

所得税法では上記の事由が発生した場合でも課税が生じることとなっており、地方税においても特例として出国日を賦課期日とみなして現年度において課税すべきである。

- (6) 償却資産に係る固定資産税の申告については、中小企業者の経理処理及び資産管理の実態に配慮して、申告期限と納税について柔軟な制度を創設すること。(地法383)

【理由】

中小企業者が、固定資産税の対象となる償却資産の事業年度内の支出等について、適切な資産管理と経理処理を行うのは、一般的に法人個人ともにその決算事務を行うときである。その実態から、賦課期日である1月1日の償却資産の申告を、1月末日までに行うことは、適正な申告及び賦課を行う課税の適正性からして大きな問題である。

そこで、中小企業者における償却資産の申告期限は、法人税及び個人所得税の申告期限と同日とする制度を創設すべきである。

なお、賦課期日は現状を維持し、前年資料により暫定的な納税を行い、当該申告が行われた後、遡って当年分の固定資産税を計算、納税者に通知し、追加納税を行うこととし、仮に追加納税が発生したとしても、延滞金を課さない措置を講じるべきである。

- (7) 電気供給業のうち、発電・小売電気事業に係る法人事業税の課税方式について、収入金課税を見直すこと。(地法72の2、72の12)

【理由】

法人事業税は、通常企業の所得に応じて課税されるが、電気・ガス供給業には収入金額に応じて課税される仕組みとなっている。令和2年度税制改正において、電気供給業のうち発電・小売電気事業に係る法人事業税の課税方式の見直しが行われ、資本金の額が1億円以下の法人については、収入割額と所得割額の合算額に対し課税されることとなった。このことは中小企業者に相当の事務負担を強いている。そもそも収入金課税は大規模な電気事業者に対してその担税力を根拠に課税するものであって、昨今増加している様々な事業規模の太陽光発電等の売電事業者を想定したものではないと思われる。

よって、特に中小法人においては、収入金課税を見直し、法人事業税は所得割課税とすべきである。

- (8) 事業税の社会保険診療報酬に係る課税除外の特例措置を廃止すること。(新規)
(地法72の23、72の49の12)

【理由】

社会保険診療報酬等に対する収入については、社会政策的に課税除外の措置がとられている

が、課税公平の観点から、このような優遇措置は廃止すべきである。

7 国税通則法・納税環境整備関係

(1) 国税・地方税に関するビッグデータ情報共有(開示)推進の検討を始めること。(一部修正)

【理由】

行政分野においては従前から必要な情報が開示されているが、最近のICT化の進展により、多量性、多種性、リアルタイム性という特性を持つビッグデータをシステム上効率的に取り扱うことが可能になり、今まで以上に多くの情報を開示することが可能になった。行政が持つ情報を利用することで、納税者及び税理士は、税務上の判断をより適切に行うことが可能となり、その意義は大きい。そこで、国税・地方税の分野においても、行政が持つビッグデータ、例えば、役員退職慰労金の業種別の平均金額等について個人情報保護等の慎重な配慮を前提に、広く納税者にも共有されるための検討を開始すべきである。また、開示する情報の内容及び方法等については、課税当局と納税者及び税理士・税理士会との間で協議する場が設けられるべきである。

(2) 電子申告・納税制度については税務行政のプラットフォームとなるよう納税者の利便性及び申告事務の実態や徴収義務者の事務負担軽減を重視したシステム等の改善を継続するとともに、広報活動に努め積極的な利用の勧奨を行うこと。また、法人税申告の義務化に際しては、システムの安定運用及び情報の保護を前提に、特に中小企業者の実態に配慮すること。(一部修正)

【理由】

2023年6月に国税庁から発表された「税務行政の将来像2023」で、「あらゆる税務手続が税務署に行かずにできる社会」に向けた種々の取組が示されているように、AI(人工知能)等の新しいICT技術を導入するなど具体的なものとして進展している。電子申告・納税制度の基盤は、今後の税務行政のベースとなるものであり単なる申告事務にとどまらず、納税者と課税庁の間のコミュニケーションツールとして確立すべき技術と言える。そのために、下記の点での改善が実施されるべきである。

- ① 改正電子帳簿保存法第7条に規定する電子取引データの出力書面等による保存措置の廃止については、ほぼ全ての事業者が対象となるという大幅な改正であったが、課税庁と税理士会との十分な連携や周知がなされていたとはいえ、社会的に大きな混乱が生じただけでなく、納税者に電子取引データの保存のための大きな負担が発生している。電子取引データの保存の義務化等により今後も様々な問題の発生が想定されるところ、情報化社会における税務調査のあり方、具体的な指針等について、課税庁と納税者の実情を把握している税理士会が連携して法整備も含めた検討を実施すべきである。
- ② 法令上の文書以外の情報等の取扱いや課税当局との双方向のやり取りを可能とするように、e-Tax等の運営について制度面も含めて具体的な改善を実施すること。例えば、相続時精算課税の選択の有無、譲渡所得申告時の買換特例適用実績、消費税の簡易課税選択届出書等の提出の有無等、納税者の各種申告・届出の状況等は、一部メッセージボックス等で確認できるものもあるが、未だ税務署に行かないと確認できないものが多い状況にある。相続時精算課税の選択の有無や消費税の簡易課税の選択届出書の提出等、数十年前に行った申告・届出等の効力が継続しており納税者とその事実を失念していることもあるため、納税者又は税理士が事前に税務署に出向いて申告・届出等の状況を網羅的に確認すること

は大きな負担である。納税者が適正な申告を簡便に行うために、e-Tax等において、税務署に行かずにいつでもこれらの情報を確認できるようにするシステム改修等を早急に行うべきである。

また、調査関係書類等の提出だけでなく、e-Tax等を通じた課税当局と納税者及び税務代理人との双方向のやり取りを行えるようにするべきである。

- ③ 税務関連システムの開発に当たっては、納税者の経理実務及び税務申告の実態に配慮すること。例えば、年末調整アプリについては、システムだけの問題ではなく事業者における年末調整事務のより一層の負担軽減となるよう並行して改良していく必要があり、年末調整対象者となる給与所得者の税務面に対する意識向上と理解を啓発する施策を実施するとともに、積極的な利用勧奨を行うこと。
- ④ 電子申告を行うことが困難な納税者に十分配慮すること。例えば、電子申告義務化を中小企業者に拡大することを検討する場合は、中小企業者の実態を考慮し、慎重に行うこと。
- ⑤ 納税者等とのコミュニケーションが円滑になされるインシデント対応プロセスを構築すること。電子申告の処理遅延などが生じた際には、影響を受けた納税者・税理士等に対して早急に情報提供がなされ、現状認識を速やかに行えるようにすべきである。
- ⑥ 地方公共団体の基幹業務等システムについては、ガバメントクラウドをベースに効率的かつ効果的な環境整備が行われることとなったが、現在の地方税における電子申告の環境の課題を明確に把握し、国税との関係をはじめとする納税者利便につながる構築が行われるべきであり、eLTAXとe-Taxの統合も検討するべきである。

- (3) 法人番号の指定を受けることとなる者の範囲に、個人事業者を加えること。(一部修正)
(番号法39)

【理由】

法人番号は、個人番号とは異なり、自由に流通させることができ、官民を問わず様々な用途で利活用され、設立登記法人だけでなく人格のない社団等に対しても付番される。一方、個人事業者は支払調書等の場面において自身の個人番号を用いなければならず、個人情報への漏えいリスクの不安を感じている者も少なからずいる。不安の解消と利便性向上のために、個人事業者についても開業届により法人番号の付番を行うべきである。もしくは、法人番号と同様に利活用可能な個人事業者番号を付番するか、又は適格請求書発行事業者番号により代替すべきである。

- (4) 国税庁の法人番号公表サイトにおいて、インボイス登録の有無を表記すること。

【理由】

インボイス番号を検索するに当たり、まずは国税庁のホームページの「法人番号公表サイト」で法人番号を検索し、その後「インボイス制度適格請求書発行事業者公表サイト」で再度検索することが多いが、「法人番号公表サイト」にインボイス番号の有無を記載すれば利便性の向上が図られる。

V その他・改善要望等に関する事項

1 国税に関する事項

- (1) 調査の事前通知を電磁的方法によって行うこと。(通法74の9)

【理 由】

法定化された調査における事前通知事項は11項目にも及び、しかもその通知手段は原則として口頭（電話）によって行われている。納税者の聞き違いといった内容の誤認を防止するため、また、デジタル化を推進するためにも、納税者又は税理士・税理士法人に対して電子申告のメッセージボックスを利用するなどの電磁的な方法で通知する措置を講じるべきである。また、反面調査にあっても、通常の調査に準じた取扱いとすべきである。令和4年1月から税務調査等で提出を求められた資料を電子申告で提出することができるようになっている。今後は税務調査の現場でも双方向で電磁的方法の利用を促進するべきである。

- (2) 長期間に及ぶ税務調査の際には、調査の途中において納税者及び税務代理人に対しその調査経過を通知すること。

【理 由】

通則法の改正後、税務調査に関する手続が厳格になったことから調査期間が長期化している傾向がある。中には実地調査の後何か月も連絡がないケースもあり、納税者に対し心理的負担を強いることとなっている。調査が長期間に及ぶ際には、国税不服審判所における不服審査においても「審理の状況・予定表」により進行状況等の連絡がされることとなっており、税務調査においても、その途中において納税者及び税務代理人に対し調査の進捗状況や今後の見通し等について通知を行うべきである。

- (3) 法人税、消費税の中間申告の規定のうち、前事業年度等の税額を基準とする「予定申告」については、予定申告書の提出を要しないこととし、税額の納付のみに止める制度にすること。（一部修正）

【理 由】

実績に基づく中間申告書の提出がない場合には、みなし予定申告の規定が働き、予定申告書提出は形式的な手続に止まる。

煩雑な納税義務を簡素合理化するため、予定申告書の提出は要しない制度にすべきである。また、納付書の送付がないこと及びメッセージボックスでの通知を見落とすことが想定されるため、電子申告による確定申告時に、「ダイレクト納付による予定納税の同意」をとる申告書様式の変更を実施し、個人の振替納税と同様の事務で完結する制度にすべきである。

なお、地方税についても同様の制度にすべきである。

- (4) 個人事業者が死亡した場合の届出を簡素化すること。（一部修正）

【理 由】

個人事業者が死亡した場合には、所得税に関して「個人事業の開業・廃業等届出書」「所得税の青色申告の取りやめ届出書」「給与支払事務所等の開設・移転・廃止届出書」を、消費税に関して「事業廃止届出書」の提出が求められている。個人の死亡はすべての活動の終了事由であり、既に相続税法第58条の規定により市町村長から所轄税務署への通知が実施されているため、届出書の提出は不要とするべきである。

（法務大臣等の通知）

第五十八条 法務大臣は、死亡又は失踪（以下この項及び次項において「死亡等」という。）に関する届書に係る戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）第百二十条の四第一項（届書等情報の提供）に規定する届書等情報（これに類するものとして財務省令で定めるものを含む

む。)の提供を受けたときは、当該届書等情報に記録されている情報及び当該死亡等をした者の戸籍又は除かれた戸籍の副本に記録されている情報で財務省令で定めるものを、当該届書等情報の提供を受けた日の属する月の翌月末日までに国税庁長官に通知しなければならない。

- 2 市町村長は、当該市町村長その他戸籍又は住民基本台帳に関する事務をつかさどる者が当該市町村が備える住民基本台帳に記録されている者に係る死亡等に関する届書を受理したとき又は当該届書に係る事項の通知を受けたときは、当該死亡等をした者が有していた土地又は家屋に係る固定資産課税台帳の登録事項その他の事項で財務省令で定めるものを、当該届書を受理した日又は当該通知を受けた日の属する月の翌月末日までに当該市町村の事務所の所在地の所轄税務署長に通知しなければならない。

(5) 税務行政手続に関して、行政手続法の適用除外規定を見直すこと。

【理由】

国税通則法の改正により透明化が図られたが、より適正な行政執行が行われるよう、税務手続について行政手続法の除外規定を見直すべきである。

2 地方税に関する事項

(1) 地方税の届出書等における登記事項証明書の添付省略について、早期の導入を実現するとともに、異動届出書においても簡素化すること。

【理由】

平成29年度税制改正において、納税者の円滑・適正な納税のための環境整備を図る観点から、法人の設立・解散・廃止などの届出書等において添付が必要とされていた「登記事項証明書」について、その添付が不要となり手続の簡素化が図られた。しかし、地方税においては従来どおり「登記事項証明書」の添付が必要であり、納税者にとっての完全な手続簡素化には至っていないため、早期の導入が望まれる。

また、法人の登記内容等が変更になった場合には、税務署・都道府県・市区町村へ異動届出書の提出が求められる。これは重複する手続であり、その異動内容に違いがあってはならない。そこで、e-Taxで異動届出書を提出した場合は、その内容を地方自治体に同時送信または転送する仕組みとするべきである。

3 その他

(1) デジタル課税についてはその内容を納税者に周知するとともに税理士会等とその情報を共有すること。

【理由】

OECD/G20においては、令和3年10月に経済のデジタル化の進展に伴う課税上の問題について、二つの柱からなる国際的な合意がまとめられた。そこでは、経済のデジタル化に伴う課税上の課題の国際的な解決について、課税所得及び課税権の問題と税源浸食への対抗措置が取り上げられている。本国際合意の実施に向けて課題は山積みであるが、デジタル課税の問題は、将来的に各国の国内税制にも影響を与える可能性が強い。これらの点から、デジタル課税については、国際合意に則った法制度の整備を進める段階で、国内企業に過度な負担とならないように配慮されるべきであり、海外での円滑な事業を支える税制を目指すべきである。またその

内容と具体的な方針について、できるだけ早く納税者及び税理士会等に対する情報共有と意見交換が行われる場を設けるべきである。

(2) 電子申告をしている関与先については、税理士業務概況報告書の提出を省略すること。
(一部修正)

【理 由】

毎年、税理士は国税局に対して税理士業務概況報告書を提出している。しかし、電子申告の普及推進により、申告と同時に税理士に関する情報も送信されており、また現時点の法人・個人と税理士の委任関係も e-Tax 上で明確になっている。このようなことから、納税者における関与税理士の状況については国税局側で容易に把握できていると思われる。事務の効率化を図る上でも、電子申告をしている関与先については同報告書の提出を省略し、電子申告をしていない関与先のみを対象に提出を求める形態に改めるべきである。

(補足) 国税局によって概況書の様式が異なっており、高松国税局では個別の関与先については関与先名簿にその名称、所在地、決算月、関与区分（帳簿作成まで行うか否か等の区分）、関与開始月日、関与解消月日、使用人については使用人等名簿でその氏名、生年月日、住所、資格、採用月日、退職月日の記載が求められている。大阪国税局では関与先数及び使用者数を報告するのみとなっているようである。詳細な情報に重要性がないのであれば、そもそもこの制度を廃止することも検討すべきと思われる。

(3) 税務相談にウェブ会議システムを導入すること。

【理 由】

「税務行政のデジタル・トランスフォーメーション－税務行政の将来像2023－」によると、税務相談は税務署に行かずにできるように、チャットボットの充実やプッシュ型の情報配信など利便性の向上が図られている。しかしながら、チャットボットは年末調整や確定申告の時期に限定されており、個別的な質問はなお税務署に行かないと解決ができない。あらゆる税務手続が税務署に行かずにできる社会の実現のため、税務相談についてもウェブ会議システムを導入すべきである。

認 定 研 修

研修細則第4条の定めにより、下記の団体が実施する研修を認定しましたのでお知らせします。
なお、申込等問合せについては、直接、当該団体等をお願いいたします。

申請団体	開催日時	研修場所	研修テーマ	講師	受講料
四 国 ミ ロ ク 会 計 人 会	令和7年 6月4日(水) 13:30~16:30	サンポート高松 ホール棟5階 51会議室(高松市サンポート2-1) またはWeb受講	法人の解散と清算をめぐる税務 (仕組みと解説編)	税理士 近畿税理士会会員 植田 卓 氏	一般 6,600円 ※会員 2,200円
	令和7年 6月12日(木) 13:30~16:30	ZoomによるWeb研修	最近の事業承継自社株対策 ～会計事務所が向き合う 自社株継承の留意点～	公認会計士 税理士・東京会会員 行政書士 ITコーディネーター 成田 一正 氏	
	令和7年 7月15日(火) 13:30~16:30		顧問先指導のための経営指標の 見方・活かし方 ～状況に応じた指標の選択と活用～	公認会計士 中島 努 氏	
	令和7年 7月16日(水) 13:30~16:30		税務顧問の付加価値を高める 中小企業の管理会計「活用術」	公認会計士・税理士 四国会会員 四国大学特認教授 林 健太郎 氏	

※ 会員とは、申請団体の会員をいいます。
※ 詳細につきましては、四国税理士会ホームページの「研修のお知らせ」に掲載しています。

令和6年度「税理士記念日」行事 実施報告

1. 無料税務相談所の開設

支部 or 県連	日 時	場 所	従事会員	相談件数
高松支部	2/21 (金) 午前10時～午後4時	高松市役所 1階ロビー	3名	32件
丸亀支部	2/21 (金) 午前9時～午後5時	各税理士事務所	82名	2件
松山支部	2/23 (日) 午前10時～午後4時	いよてつ高島屋	8名	42件
	2/21 (金) 午前9時～午後5時	各税理士事務所	350名	2件
宇和島支部	2/21 (金) 午前9時～午後5時	各税理士事務所	34名	-
徳島県連	2/21 (金) 午前10時～午後4時	あわぎんホール	6名	48件
高知県連	2/23 (日) 午前10時～午後3時30分	ちより街テラス 3F会議室	4名	26件

2. 税理士記念日のPR (確定申告期を含む)

①新聞広告の掲載

- ・四国新聞 2/8(土)、17(月)
- ・愛媛新聞 2/16(日)
- ・徳島新聞 2/9(日)
- ・高知新聞 2/1(土)、15(土)

②テレビ

- ・KSB瀬戸内海放送 「にこまるinfo」 2/17(月)
- ・KSB瀬戸内海放送 テレビCM (1日24本 期間中1,080本)
- ・RNC西日本放送 「情報あーる!!」 2/28(金)
- ・RNC西日本放送 テレビCM (1日27本 期間中1,215本)
- ・愛媛朝日テレビCM 2/10(月)～3/14(金)
- ・四国放送テレビCM 2/17(月)～2/19(水)、20(木) (2/17(月) 鍛・喜多・益田・吉岡会員が出演)
- ・高知放送 「こうちeye」 2/18(火)
- ・四国放送テレビ (4スポット)テレビ出演 2/16(日)
- ・テレビ高知 「からふる」 2/17(月) 2/14(金)～3/12(水) (スポット放送10本)
- ・高知放送CM 2/14(金)～3/13(木) (10本)
- ・高知さんさんテレビ 2/14(金)～3/15(土) (11本)
- ・高知さんさんテレビCM 2/15(土)～3/11(火) (11本)

③ラジオ

- ・RNCラジオ (さわやかラジオ・ラ・フレッシュ) 2/17(月)
- ・RNCラジオ ラジオCM 2/1(土)～3/17(月) (1日9本 期間中405本)
- ・FM香川ラジオCM 2/1(土)～3/17(月) (1日7本 期間中315本)
- ・四国放送ラジオ (2/17(月) 鍛・喜多・益田・吉岡会員が出演)

④その他

- ・JR高松駅前デジタルサイネージ 2/1(土)～3/17(月) (1日56回以上 期間中2,520回以上)
- ・TVerCM 2/1(土)～3/17(月) (1日800回配信 期間中36,000回)
- ・パブリシティ (愛媛) 2/12(水)～2/18(火) (392回放映)
- ・パブリシティ (徳島) 2/26(水)～3/3(月)
- ・YouTube広告配信 (愛媛) 2/10(月)～3/10(月)
- ・広報まつやま 2/1(土)
- ・リビング松山 2/14(金)
- ・徳島税務署管内並びに県連事務局入口・窓口にチラシを掲示・設置。
- ・サイネージ放映 (高知) 2/17(月)～3/17(月)
- ・アミコビルに懸垂幕

令和6年度租税教室実施結果

【五十音順】

支部名	開催日	対象	受講者(計)	講師名
高 松	R6.10.25~R7.2.26	高等学校4校(20講義) 専門学校3校(3講義) 特別支援学校1校(1講義)	922人	石川 寛記、石原 志保、亀山 健一、 佐藤 克哉、多田 建司、藤岡 健太、 藤澤 和、真井 聡江、森 裕輝、 吉田 貴志
丸 亀	R6.7.8~R7.2.28	高等学校2校(6講義) 一般(5講義)	344人	赤羽 明、秋山 千枝、岩脇 浩美、 茅原 哲生、北村 嘉章、高尾 太、 高橋真貴子、谷川 卓生、峠 直樹
観 音 寺	R7.1.28~R7.2.7	高等学校2校(2講義) 特別支援学校1校(1講義)	294人	浮田 知希
坂 出	R6.10.25~R7.1.31	高等学校1校(3講義) 特別支援学校1校(1講義)	302人	石井 清仁、楠本 明子、和田 拓馬
長 尾	R6.7.9~R7.2.25	中学校4校(10講義) 高等学校2校(4講義)	468人	杉浦 要介、船井 孝行、松本 周
松 山	R6.6.11~R7.2.13	高等学校6校(7講義) 専門学校1校(1講義) 特別支援学校2校(2講義)	631人	井口 一幸、伊東 稔人、井上 直輝、 重松 修、丹下真由美、中村 紗英、 長谷川広美、毛利 修平、森 貴弘
今 治	R6.6.20~R7.2.14	高等学校6校(6講義)	496人	阿部 博明、大塚 良幸、越智 友洋、 鈴木 辰雄、八木 健吾、矢野 和弘
伊予西条	R6.7.6~R6.12.5	小学校1校(1講義) 高等学校3校(3講義)	495人	兼頭 昭義、黒河 祐二、山田 達彦
新 居 浜	R6.6.10~R6.7.10	高等学校2校(2講義)	50人	牛神 宏子、渡部 賢治
伊予三島	R6.6.28~R6.11.22	中学校2校(4講義) 高等学校3校(3講義)	546人	鈴木 和範、高岡 亮平、田野奈々重、 樋口 雄大、山内麻祐子
大 洲	R6.7.11~R7.1.9	高等学校6校(8講義)	351人	赤穂 英一、二宮 剛
八 幡 浜	R6.6.10~R7.1.21	高等学校5校(6講義)	282人	高田 啓史、二村 建臣、堀口 栄二、 古谷 佑一、山田 和行
宇 和 島	R6.7.9~R7.1.28	高等学校4校(6講義)	161人	赤松 茂重、川崎 智美、古谷 恵莉、 山中 智雄
徳 島	R6.7.8~R7.1.29	高等学校2高校(2講義) 専門学校1校(1講義) 特別支援学校2校(2講義)	338人	鍛 昌志、喜多 直樹、瀧川 聡司
川 島	R6.7.16	高等学校1校(1講義)	96人	西岡 稔晴
阿 南	R6.7.11~R6.11.7	高等学校3校(4講義) 特別支援学校1校(1講義)	216人	四宮 政史、益田 順子

支部名	開催日	対象	受講者(計)	講師名
鳴門	R6.10.30~R6.12.19	高等学校2校(2講義)	158人	高畑 房生、久次米智之
脇町	R6.11.15~R6.12.2	中学校1校(1講義) 特別支援学校1校(1講義)	58人	喜多 直樹、郷司 茂
池田	R6.7.12~R7.3.19	高等学校3校(4講義)	218人	秋田 耕三
高知	R.6.4.16~R7.3.11	高等学校7校(8講義) 専門学校3校(4講義) 特別支援学校4校(10講義)	345人	池田 陽輔、氏原 有紀、岡本 友彦、 鳴瀬 奈央、橋本 峰人、廣光 伸哉、 宮崎 康平、森澤 優司、矢野 太久、 八松 一仁、山本太一郎、吉村 由佳
中村	R6.7.16~R7.1.31	高等学校2校(6講義) 特別支援学校1校(1講義)	127人	橋本 峰人、丸山 陽平、森沢 知佳
南国	R6.12.6~R7.2.28	高等学校1校(4講義) 特別支援学校1校(2講義)	181人	岡本 友彦、川村 怜、鳴瀬 奈央、 矢野 太久
安芸	R6.6.27~R6.11.27	高等学校1校(4講義) 特別支援学校1校(1講義)	76人	池田 陽輔、岡本 友彦、八松 一仁

会員相談室のご案内

各県の会員相談室をお気軽に、是非ご利用ください。5月(会報発行日以降)~7月の相談日等は下記のとおりです。

県	場所	相談日時	科目	担当者	
香川	税理士会館2F	6/12(木)	13時~17時	法人税 消費税 所得税	久保田 英俊
		7/10(木)		資産税	岡田 隆行
愛媛	愛媛県税理士会館	6/6(金)・7/4(金)	13時 ~16時30分	法人税 消費税 所得税	大川 正純
		6/20(金)・7/4(金)		資産税	潮見 秀孝
		5/16(金)・6/6(金)・7/17(木)			池田 康廣
徳島	県連事務局	6/6(金)・6/20(金) 7/4(金)・7/18(金)	13時~16時	資産税	坂野 哲也
高知	県連事務局	6/4(水)・7/2(水)	13時~16時	法人税 消費税	三本 聖典
		5/21(水)・6/25(水)・7/16(水)		資産税	門田 克也

〈会員相談室を利用される方へのお願い〉

会員相談日以外の日において、相談員の事務所に直接連絡を行い相談をされる方がいるとの報告がありました。会員相談室をご利用される場合は、くれぐれも相談日を事前にご確認いただきますようよろしくお願いいたします。

※ 相談日等は変更となる場合がありますので、詳細は各県の事務局までお問い合わせください。

※ 上記相談日以外のご相談は、日本税務研究センターの会員相談室をご利用ください。

(受付時間・平日 10:00~11:45、13:00~14:45 TEL 03-3492-6016)

研修会のご案内

配信期間	時間	研修内容	
		(テーマ)	(講師)
令和6年7月4日(木)～令和7年6月30日(月) (日税連からオンデマンド配信)	算定5時間	令和6年度 第1回全国統一研修会 「税理士業務のための改正民法 (債権法)再確認」	弁護士 内田 久美子 氏
令和6年7月25日(木)～令和7年7月24日(木) (オンデマンド配信)	算定5時間	①経理業務合理化の必要性和 デジタル化 ②帳簿と書類の電子化 ③スキャナ保存 ④電子取引と宥恕期間と令和5 年度改正 ⑤電子インボイスほか取組のア プローチ	公認会計士・税理士 東京会会員 佐久間 裕幸 氏
令和6年9月4日(水)～令和7年9月3日(水) (オンデマンド配信)	算定5時間	税務調査に活かす紛争予防税法学 —税務調査に裁判官の法的判断 の構造を活かす方法(基礎編)	専修大学教授 弁護士 増田 英敏 氏
令和6年9月12日(木)～令和7年9月11日(木) (オンデマンド配信)	算定5時間	『評価通達6項の適用を検証する!! (R6.1.18東京地裁判決を受けて、実務家の視線から考える)』 【その他6項の重要事例を含む】	税理士・近畿会会員 笹岡 宏保 氏
令和6年10月8日(火)～令和7年9月1日(月) (日税連からオンデマンド配信)	算定5時間	令和6年度 第2回全国統一研修会 【実例から学ぶ】小規模宅地等の 減額特例、配偶者居住権特例、 相続後空き家譲渡特例、居住 用財産譲渡特例	税理士・東京会会員 高橋 安志 氏
令和6年10月31日(木)～令和7年10月30日(木) (オンデマンド配信)	算定5時間	消費税研修会 「消費税トラブルの傾向と対策」	税理士・東京会会員 熊王 征秀 氏
令和6年11月29日(金)～令和7年11月28日(金) (日税連からオンデマンド配信)	算定5時間	令和6年度 第3回全国統一研修会 「税理士制度を俯瞰する ～税理士法の諸規定を中心として～」	税理士・東京会会員 坂田 純一 氏
令和6年12月9日(月)～令和7年12月8日(月) (オンデマンド配信)	算定5時間	税務調査対応のためのエビデ ンス研修会 「税務署を納得させるエビデンス —決定的証拠の集め方—」	税理士・東京会会員 伊藤 俊一 氏
①令和7年2月10日(月)～令和7年8月9日(土) ②令和7年2月10日(月)～令和8年2月9日(月) (日税連からオンデマンド配信)	①算定2時間 ②算定3時間	令和6年度第4回全国統一研修会 ①「令和7年度税制改正大綱の解説」 ②「法人税」	税理士・近畿会会員 上西 左大信 氏

※ ライブ配信・オンデマンド配信は、四国税理士会ホームページの「研修のお知らせ」からご視聴ください。

※ 日税連では、マルチメディア研修で多くのコンテンツを配信しています。四国税理士会ホームページの「研修受講管理システム」にログイン後、「マルチメディア研修(日税連)」からご視聴ください。



インフォメーション（情報化対策部）No. 163

今月は、原告が、平成29年から令和元年までの間、太陽光発電に係る一連の取組（本件各取組）を事業として行っていたとの認識の下、本件各取組に係る費用を必要経費に算入し、事業所得の金額の計算上の損失が生じたとして所得税等の確定申告をしましたが、課税庁は必要経費を否認し、事業所得を0円として更正処分等をしたことから、原告が処分の取消しを求めた事案です。

東京地裁では、事業所得は「農業、漁業、製造業、卸売業、サービス業その他の事業で政令で定めるものから生ずる所得」とされ（所得税法27条1項）、同項に規定する政令で定める事業は、同法施行令63条1項から11号までに掲げられたもののほか「対価を得て継続的に行なう事業」（同条12号）であるとされているところ、一定の経済的な取組が「対価を得て継続的に行なう事業」に該当するには、それが自己の計算と危険において独立して営まれ、営利性、有償性を有する業務であるだけでなく、反復継続して遂行する意思と社会的地位とが客観的に認められる業務でなければならないことからすると、本件各取組は、「事業」に該当しないと判断し、原告の主張を退けています。



◆TAINSメールニュース No.717（2025.04.17 発行）より

【1】 今月のお知らせ

国税庁の4件の事務提要（令和6年6月）を収録しました。

情報区分は「行政文書」です。ご活用ください。

- ・ TAINS コード 個人課税事務提要 R 060600
- ・ TAINS コード 資産税事務提要 R 060600
- ・ TAINS コード 法人課税事務提要 R 060600
- ・ TAINS コード 税理士事務提要 R 060600

（税法データベース編集室）



◆TAINSメールニュース No.716（2025.04.10 発行）より

【2】 今月の判決等

太陽光発電に係る一連の取組・スキーム内容からだけでは「事業」に該当せず!

（令06-03-13 東京地裁 棄却・控訴 Z888-2715）

原告は、A社を介して、太陽光発電に係る土地の取得、設備の設置、発電、売電等に向けた一連の取組（本件各取組）を行っており本件各取組を事業として太陽光発電を行っていたとの認識の下、本件各取組に係る費用を必要経費に算入し、事業所得の金額の計算上の損失（事業収入0円ー必要経費）として所得税等の確定申告をしましたが、課税庁は事業所得を0円として更正処分等した事案です。

原告は、本件各取組について、そのスキームの内容に照らすと、これが開始されれば「事業」に該当することになるところ、本件借入れ等の重要な行為がされていた以上、本件各取組は既に開始されていたといえるから「事業」に該当すると主張しましたが、東京地裁は次のように判断し、原告の主張を退けています。

原告は、本件各取組において、A社との間で発電事業者としての地位を購入する旨の契約を締結したが、実際にはその地位を取得することができなかったものである。しかも、原告が本件各土地や本件各設備等取得することを全面的に委ねていたA社については、既に破産手続が行われ、A社の代表取締役は、架空の太陽光パネルの設置を持ち掛けて他人から工事代金を騙し取ったとの嫌疑により、その後、逮捕、起訴されたというのであり、これらのことからすると、本件各取組は、これを反復継続的に遂行するために必要な客観的な基礎を完全に欠いていたといわざるを得ず、反復継続して遂行する意思と社会的地位とが客観的に認められる業務であったということとはできない。したがって、本件各取組は、「事業」（所得税法27条1項、同法施行令63条12号）に該当しない。

この原稿は、一般社団法人日税連税法データベースの承諾を得て作成しています。

《TAINS加入の方法》

- （1）インターネットを利用する場合 <https://www.tains.org/> の右上の入会案内のページから直接、またはFAXでの入会申込書をダウンロードし、必要事項を記入の上お申し込みください。
- （2）電話による場合 事務局（03-5496-1195）までお電話ください。

税の広場

給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除 (中小企業者等における賃上げ促進税制)

【概要】

令和6年度の税制改正により見直された「賃上げ促進税制」をまとめました。令和6年4月1日以後に開始する事業年度において、国内雇用者に対して給与等を支給する場合において、その事業年度においてその中小企業者等の雇用者給与等支給額からその比較雇用者給与等支給額を控除した金額のその比較雇用者給与等支給額に対する割合が1.5%以上であるときは、その事業年度の控除対象雇用者給与等支給増加額の15%相当額の法人税額の特別控除ができることとされています。

なお、下記の「適用要件（令和6年4月1日以後に開始する事業年度）」の<上乗せ要件>を満たす場合には、控除対象雇用者給与等支給増加額の最大45%相当額となります。

【適用要件】（令和6年4月1日以後に開始する事業年度）

次の1および2の要件を満たすこと。

- 1 国内雇用者に対して給与等を支給すること。
- 2 (雇用者給与等支給額 - 比較雇用者給与等支給額) / 比較雇用者給与等支給額 \geq 1.5%
※ 比較雇用者給与等支給額が0である場合には、要件を満たさないものとされます。

<上乗せ要件>

次の3ないし5の要件を満たす場合にに応じて、それぞれ一定の税額控除率が上乗せされます。

- 3 (雇用者給与等支給額 - 比較雇用者給与等支給額) / 比較雇用者給与等支給額 \geq 2.5%
- 4 (教育訓練費の額 - 比較教育訓練費の額) / 比較教育訓練費の額 \geq 5%、かつ、教育訓練費の額 / 雇用者給与等支給額 \geq 0.05%
- 5 次の(1)ないし(4)に掲げる要件のいずれかを満たすこと
 - (1) その事業年度において次世代育成支援対策推進法第13条の認定（くるみん認定）を受けたこと
 - (2) その事業年度終了の時に次世代育成支援対策推進法第15条の3第1項に規定する特例認定一般事業主（プラチナくるみん認定を受けている者）に該当すること。
 - (3) その事業年度において女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第9条の認定（えるぼし認定（2段階目以上））を受けたこと
 - (4) その事業年度終了の時に女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第13条第1項に規定する特例認定一般事業主（プラチナえるぼし認定を受けている者）に該当すること。

【税額控除限度額】（令和6年4月1日以後に開始する事業年度）

税額控除限度額 = 控除対象雇用者給与等支給増加額 \times 15%（注）

（注） 上記の「適用要件（令和6年4月1日以後に開始する事業年度）」の<上乗せ要件>の要件3を満たす場合には15%、要件4を満たす場合には10%、また、要件5を満たす場合には5%がそれぞれ加算されます。なお、いずれの要件も満たす場合には30%が加算されます。

なお、この税額控除限度額が、その事業年度の調整前法人税額の20%相当額を超える場合には、その控除を受ける金額は、その20%相当額が上限となります。

【税額控除限度超過額の繰越し】（令和6年4月1日以後に開始する事業年度）

税額控除限度額がその事業年度の法人税額の20%相当額を超えるために、その事業年度において税額控除限度額の全部を控除しきれなかった場合には、その控除しきれなかった金額（以下「繰越税額控除限度超過額」といいます。）について5年間の繰越しが認められます。

ただし、税額控除限度超過額を控除する事業年度において、その法人の雇用者給与等支給額がその比較雇用者給与等支給額を超えることとの要件を満たす必要があります。

会員異動

新入会員です。よろしくお願ひします。

入会〈4月1日〉・・・中国会から転入



いながき ようじ
稲垣 陽二
支 部 高松支部
事務所 高松市松島町1-14-20
電 話 090-2780-2290
趣 味 空手、B級グルメ

入会〈4月1日〉・・・東京会から転入



まき よしこ
眞木 慶子
支 部 今治支部
事務所 今治市伯方町有津甲1004
電 話 090-7145-7368
趣 味 おすもうをテレビで見るのが好きです。元大関の霧島関のファンですが、最近の関取では、大波兄弟、横綱豊昇竜関を応援しています。

入会〈4月24日〉・・・新入会員



ふくもと けいすけ
福本 啓介
支 部 松山支部
事務所 松山市姫原3-10-8
ファミリー姫原B101号
電 話 090-4500-5067
趣 味 サッカー、ジョギング、釣り



たなか けんじ
田中 賢治
支 部 高松支部
事務所 高松市伏石町2112-9
ロイヤルガーデン伏石805
電 話 087-814-4237
趣 味 スポーツジム



4月の登録者に税理士証票を交付

税理士の事務所所在地変更

氏 名	事務所所在地
古川 修	高松市岡本町1263-1
伊藤 雅則	丸亀市土器町北1-54-2 税理士法人高島会計 丸亀事務所
西 経典	高松市木太町1686-10
大隅 直人	高松市田町9-3 フォレストン田町ビル5階

退会

(業務廃止)

- 〈4月2日〉 秦 利雄 (徳島支部)
- 〈4月7日〉 森 茂基 (松山支部)
- 〈4月9日〉 岡崎 美恵子 (長尾支部)

四国税理士会 会員数

令和7年4月末現在

県 名	税理士会員	税理士法人会員		
		主	従	計
香 川	549	29	17	46
愛 媛	575	43	21	64
徳 島	296	25	14	39
高 知	238	10	5	15
合 計	1,658	107	57	164

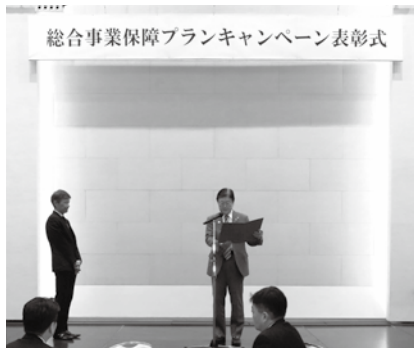
※ 主は主たる事務所、従は従たる事務所

編 集 後 記

今年のGWはどのように過ごされましたでしょうか？今年には飛び石連休で、かつ、物価高等の影響により「巣ごもり」傾向のようです。先日本屋で「地球の歩き方 徳島」が山積みされていたので、GW中に購入し、地元にながら知らなかった徳島の魅力を再発見し、いろいろ出かけてみたいと思います。
(鍛)

四国税理士共済会ニュース

総合事業保障プランの表彰式を開催



去る4月18日、城西館において、四国税理士共済会と大同生命保険(株)との事業推進懇談会並びに総合事業保障プランの表彰式が行われました。

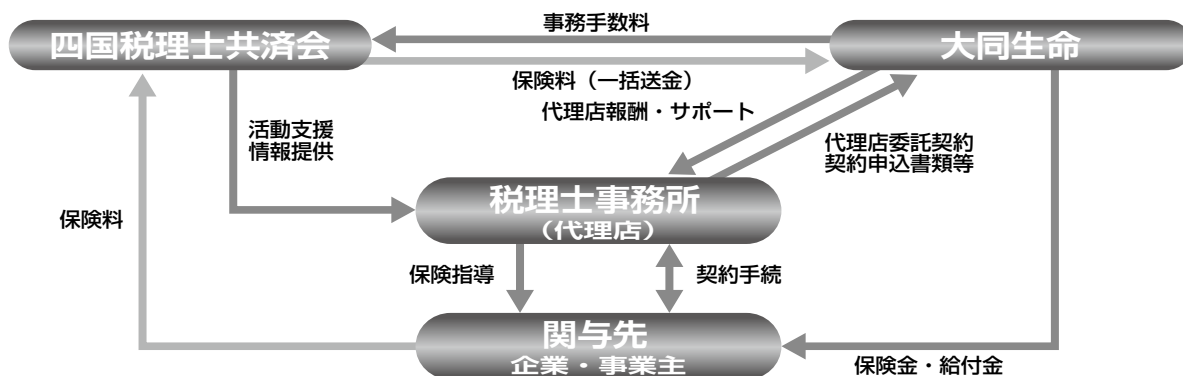
事業推進会議では令和7年度の事業計画が協議され、目標をクリアすべく新規施策などを活用して更なる推進を図っていくことになりました。

会議終了後、令和6年度の年間を通じて優秀な成績を挙げられた営業職員に対する表彰式が実施されました。

表彰状と記念品の授与は、浜崎会長と副会長が分担して行い、数々の賞が盛大な拍手の中で手渡されました。

四国税理士共済会は、大同生命保険(株)との保険契約に基づき、団体事務費である保険事業収入(収納保険料の約3%)をもとに活動を行っており、今年度もセミナーや事務所研修会の開催を予定しております。今後とも会員先方のご支援、ご協力をお願いいたします。

【総合事業保障プランの仕組み】



四国税理士協同組合から斡旋図書のお知らせ

「税務経理ハンドブック」等日税連推薦図書を組合員価格(定価の1割引・会計全書は2割引)で斡旋販売しますので、同封のパンフレットをご覧のうえ、各県事務局または四税協事務局へTEL・FAX等でお申込みください。

※個別送付(送料実費負担)をご希望の方は四税協事務局へお申込みください。

※下記以外及び2~4の3冊セット(特別価格)は、パンフレット裏面申込書により、日本税理士協同組合連合会へ直接お申込みください。

ハンドブック F A X 申込書

●予約申込み(6月下旬刊行予定)● (※全て組合員価格・税込・送料別)

1	税務経理ハンドブック(7年度版)	中央経済社	4,356円	冊
2	法人税ハンドブック(7年度版)		1,782円	冊
3	所得税ハンドブック(7年度版)		1,782円	冊
4	相続税ハンドブック(7年度版)		1,782円	冊
5	会計全書(7年度版)		19,360円	冊

※10冊以上・送料無料

令和7年 月 日

税理士氏名		税理士登録番号					
受取方法	事務局で受取 ・ 個別送付希望						
連絡及び送付先	(〒 -) (ご担当) TEL () -						

お申込先	TEL	FAX
四税協	(087)823-2515	(087)823-2080
香川県	(087)823-1600	(087)823-1640
愛媛県	(089)945-5761	(089)921-6371
徳島県	(088)623-0424	(088)653-7435
高知県	(088)822-5837	(088)872-5263
丸亀支部	(0877)22-0041	(0877)22-0041

同封チラシでご案内しております令和7年分「財産評価基準書・路線価図」は、所属支部長又は各県連事務局にお申込みください。

四国税理士共済会事業



税理士報酬専用商品 報酬口座振替システム

ご利用料金

項目	ご利用料金(別途消費税)
基本手数料(月額)	1契約(1振替日)につき 2,000円
委託手数料	請求1件につき 110円

※請求がない月には、ご利用料金は発生しません。

簡単で使いやすい

インターネットによるデータ入力で臨時報酬にも対応可能です。

報酬額に対する源泉税額・消費税額の自動計算機能を搭載

振替日は8日、22日のどちらかを選択

※振替日が金融機関休業日の場合は、翌営業日に口座振替を行います。

NSSより朗報です

- 報酬口座振替システムを「ご利用中or新規ご加入」の事務所を対象とした「関係法人用一般Eタイプ」のお取扱いを開始!
- 会員が役員である「会計法人・コンサルティング」などの法人がご利用いただけます。
- 当商品は上記報酬口座振替システムと同じ割安な料金設定!【基本手数料 2,000円+請求1口座につき 110円】

関与先さま向け

口座振替利用先紹介制度

- ご紹介先が口座振替をご利用いただいた場合は、会員さまに2万円の紹介手数料をお支払いいたします。
- ご利用開始3ヵ月目の請求口座数が100口座以上の場合、会員さまにさらに2万円の紹介手数料を追加支払いいたします。

ご利用料金

請求1回あたり	ご利用料金(別途消費税)
100口座未満の場合	7,500円+35円×請求口座数
100口座以上の場合	110円×請求口座数

ご利用例 (別途消費税)

請求口座数	ご利用料金	1口座あたり
30	8,550円	285円
50	9,250円	185円

※請求がない月には、ご利用料金は発生しません。

このような業種の皆さまによくご利用いただいています!



介護・訪問看護



不動産・マンション管理



塾・教室・学校



スポーツクラブ

振替日は8日、22日、27日のいずれかを選択

※振替日が金融機関休業日の場合は、翌営業日に口座振替を行います。

資料のご請求はスマホでもOK!

※ご契約にあたって日本システム収納による所定の審査があります。



制度運営者
四国税理士共済会
〒760-0017 高松市番町2丁目7番12号
TEL(087)823-2515

お問合せ先
〔委託先会社〕
大同生命グループ
NSS 日本システム収納株式会社
大阪本店 〒564-8523 大阪府吹田市江坂町1-23-101 大同生命江坂ビル
TEL:06-6386-8526

新規お問合せ専用フリーダイヤル
0120-700-676
フリーダイヤル (平日9:00~12:00, 13:00~17:00)

日本システム収納

検索

税理士職業賠償責任保険 契約更新のお知らせ

口座振替の皆様へ

4月上旬 ご案内発送

☆契約内容を変更される場合は、
お知らせください

【口座振替日】
6月27日(金)

郵便振替の皆様へ

5月上旬 ご案内発送

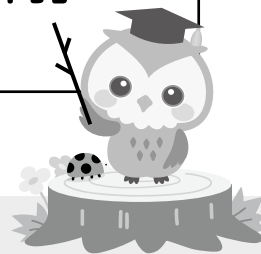
☆更新専用の払込取扱票(※)を使用し
て、保険料をお払い込みください

(※) 申込書を兼ねていますので、必ず使
用してください

【払込期限】
6月30日(月)

保険契約者(団体契約) 日本税理士会連合会

「2025年度 契約更新手続きのご案内」
をご確認ください



お問合せ先 (株)日税連保険サービス

〒141-0032 東京都品川区大崎1-11-8 日本税理士会館5階
電話 0120-320-912 FAX 03-5435-0907
<https://www.zeirishi-hoken.co.jp>



(株)日税ビジネスサービスは おかげさまで創立50周年を迎えました

税理士専用の口座振替サービス

税理士協同組合の 報酬自動支払制度



インボイス制度
&
電子帳簿保存法保存期間対応!

関与先様 1件から利用可能

詳しい制度内容はホームページから!

“報酬自動支払制度”で QRコードから
検索 または アクセス

報酬自動支払制度 検索



用途に応じて選べる2つのタイプ

振替管理型



少ない件数からの
利用をお考えの先生

基本料が無料なので気軽にご利用を
開始できます。

基本料 (振込手数料含む)

口座振替請求手数料

無料

335円/件

売上管理型



請求・集金に関する
業務負担軽減を
お考えの先生

機能が充実し事務所の請求管理業務の
一部を自動化できます。

基本料 (振込手数料含む)

口座振替請求手数料

1,800円/月

240円/件

5日と28日両方の振替日をご利用
の場合、2,100円/月となります。

※表示金額は消費税を含みません。

報酬自動支払制度のお問い合わせは

0120-155-551

関与先様の集金は My 集金 NET

集金業務でお悩みの関与先様をご紹介ください。

賃料・各種会費・購読料など定期・不定期を問わず1件からサポートします。

My 集金 NETのお問い合わせは

03-3345-0890



税理士協同組合事務代行社

株式会社 日税ビジネスサービス



今すぐ始める会計業務DX!

AI-OCRで証明書をスキャンするだけで簡単データ化!

給与
処理 db

所得税
申告 db

読取可能な証明書が増え、年末調整や確定申告がラクに!



保険料控除証明書 4種



源泉徴収票



寄附金控除証明書



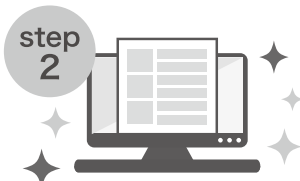
医療費控除明細書

- 生命保険料控除
- 地震保険料控除
- 社会保険料控除
- 小規模企業共済等掛金控除

3ステップで簡単データ化! 入力の手間を大幅削減!



step 1
年末調整や確定申告に必要な証明書をスキャン。jpgやpdfも読み取り可能!



step 2
必要項目をAIが自動で抽出。自動でデータ作成!



step 3
自動生成されたデータを確認するだけ!

業務改善に役立つ新商品バリエーション

NEW PRODUCTS VARIATION

経費精算サービス

- 出張費
- 交際費
- スマホ対応
- ペーパーレス

経費精算に必要な申請書や領収書を一括デジタル管理!

決算関係書類送信サービス

会計事務所が顧問先に代わって決算書等のデータを提供!

ICSデジタルポスト

ファイル形式の制限はなし!

- PDF・JPEG・DOC・XLS・CSV・PNG・PPT・TXTなど

紙の請求書や証憑を顧問先と簡単にクラウドでデータ共有!



<http://www.kokusai-ics.co.jp/>

国際コンピューター株式会社

松山営業所 〒790-0003 松山市三番町4丁目8番地7

高松営業所 〒760-0017 高松市番町3丁目3番17号 第1 讃機ビル5F ☎087-837-0308

徳島営業所 〒770-0813 徳島市中常三島町1丁目27番地2

☎089-933-0310

☎087-837-0308

☎088-626-1550

7,000件の会計事務所をご利用いただいている確かな実績!
入力業務削減は「JD L AI」。



JD L AI®

顧問先1件分(約250仕訳)の仕訳生成がわずか**2**分で完了!

新開発 証ひょう読み取りと同時に仕訳を生成! **「オンタイム仕訳生成処理」**

通帳 見開き**3**ページ



クレジットカード明細**3**枚



レシート・領収証**100**枚



※通帳見開き3ページ、クレジットカード明細3枚、レシート・領収証100枚(計約250仕訳)を、弊社所定のサーバーおよび証ひょう読み取り機器にて読み取り、JD L AIによる仕訳データ生成を行った実測値です。動作速度等は、ご利用環境・対象となる証ひょうの種類・内容によって異なります。

あっという間に仕訳が生成される様子を動画でご覧いただけます!

JD L

検索



株式会社 **日本デジタル研究所**

本社 / 〒136-8640 東京都江東区新砂1-2-3
 ☎03(5606)3111(大代表) <https://www.jdl.co.jp/>



JD L AI-OCRで会計事務所が大きく変わる

税理士に扮した新妻聖子さんが、大きく変わる会計事務所の姿を熱く語ります!

動画公開中



高松営業所 / 〒760-0017 高松市番町1-6-1 (両備高松ビル3F) …… Tel.087-805-1521(代)

記帳業務を自動化! AIで仕訳入力が 楽になる!



MJS公式キャラクター
「ミロにゃん」

仕訳やチェック時間を効率化

NX-^{AGELINK}Pro 会計事務所向けERP



MJS 株式会社ミロク情報サービス

東証プライム上場(証券コード:9928) MJSはミロク会計会とともに企業経営をサポートしています

MJS 仕訳自動化

検索



高松支社

〒760-0018
香川県高松市天神前10-12 香川天神前ビル8F
TEL: 087-833-1154

松山支社

〒790-0001
愛媛県松山市一番町3-3-3 菅井ニッセイビル8F
TEL: 089-915-0369

会計事務所の“信頼とミライ”を創造する
Designing Reliance and the future

EPSON
EXCEED YOUR VISION



会計事務所の業務効率化・高付加価値化を支援する ウェブラット・クラウドサービス

事務所業務の効率化支援

<p>金融情報やPOSレジデータから 仕訳データを自動作成</p> <p style="text-align: center;">Weplat 自動仕訳サービス</p> <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-right: 5px;">銀行</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-right: 5px;">POS</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-right: 5px;">クレジットカード</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-right: 5px;">電子マネー</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-right: 5px;">CSV形式の出納帳</div> <div style="margin: 0 10px;">→</div> </div> <hr/> <p style="text-align: center;">10ライセンス</p> <hr/> <p style="text-align: center;">月額 10,000円(税別)^{※2}</p>	<p>紙の証憑から自動仕訳化^{※1}</p> <p style="text-align: center;">Weplat スキャンサービス</p> <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="margin: 0 10px;">→</div> </div> <hr/> <p style="text-align: center;">処理件数制限なし</p> <hr/> <p style="text-align: center;">月額 10,000円(税別)^{※2}</p>	<p>月次チェックの時間削減と チェック品質の標準化・向上を実現</p> <p style="text-align: center;">Weplat 監査支援サービス</p> <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-right: 5px;">財務データ</div> <div style="margin: 0 10px;">→</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-right: 5px;">残高チェック</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-right: 5px;">仕訳チェック</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-right: 5px;">消費税チェック</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-right: 5px;">重複チェック</div> <div style="margin: 0 10px;">→</div> </div> <hr/> <p style="text-align: center;">フリーライセンス</p> <hr/> <p style="text-align: center;">月額 20,000円(税別)^{※2}</p>
---	---	---



顧問先への付加価値アップ支援

<p>顧問先企業へ新たな価値を提供し、 顧問先企業の成長を支援</p> <p style="text-align: center;">Weplat 経営支援サービス</p> <hr/> <p style="text-align: center;">エントリー版^{※3}</p> <hr/> <p style="text-align: center;">月額 10,000円(税別)^{※2}</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;"> <p>月次監査や 経営判断に活用できる 過去会計レポート</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> ● ボタン一つで財務R4の残高から美しいレポートを作成できる! Excel® で編集も自由自在! ● 日本政策金融公庫総合研究所「小企業の経営指標調査」を使った業界比較が可能! ● オリジナルの経営計画資料も手間なく作成でき、顧問先の業績アップを簡単お助け! 	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;"> <p>経営者が求める 未来会計のレポートを スムーズに作成</p> </div>
---	---	--



さらなる事務所の発展!

※1:自動仕訳を行うには1仕訳あたり、記帳代行チケット20円が必要です。 ※2:年間でのお申し込みとなります。 ※3:エントリー版は同一月内に10会社データまでレポート作成が可能です。処理件数制限のないフリーライセンス版もございます。
*サービスのご利用にあたっては「INTER KX 財務会計 R4」もしくは「財務顧問 R4 Professional」が別途必要です。*本媒体上の他者商標の帰属先は、エプソンのホームページをご確認ください。

エプソン販売株式会社

お求め・ご相談はこちらまで

株式会社 **エイ・ビー・エム**

TEL.089-976-6200 FAX.089-976-2288

〒790-8535 松山市福音寺町235-1 (ホームページ) <https://www.abm.co.jp/>

おかげさまで創立40周年

関与先にも
お勧めください!

税理士事務所職員・関与先事業所従業員のための

特定退職年金共済制度

事業主にも従業員にも嬉しい「ぜいたいきょう」の退職金制度

複利で2%!!

紹介手数料をお支払いします
ひとり1件紹介キャンペーン実施中

紹介キャンペーン
実施中

関与先をご紹介いただいた場合

新規加入事業所 20,000円/1件+消費税
被共済者 5,000円/1名+消費税

税理士をご紹介いただいた場合

新規加入事業所 40,000円/1件+消費税
被共済者 5,000円/1名+消費税

※ご紹介の経緯によって金額が変わる場合がございます。
詳しくはぜいたいきょう事務局まで。



ご契約いただける方 関与先の皆様もご加入できます

- ①税理士会会員(税理士法人含む) 満65歳未満までOK!
- ②税理士会及び税理士関連組織(賛助会員)
- ③関与先等(賛助会員)

制度の特徴

- 月額3,000円から、確かな保証!
- 掛金は全額必要経費、または損金に計上できます。
- 制度加入前の勤務期間を最長10年まで通算できます。
ただし、満60歳未満の方まで可。
※掛金については、「退職年金共済制度のしおり」をご覧ください。
お手元のない場合はぜいたいきょう事務局までご請求ください。
- 退職一時金は職員に直接お支払いいたします。
- 退職年金は、退職後(受給要件を満たした場合)10年間にわたって職員にお支払いいたします。

★充実した福祉事業制度(結婚祝金・出産祝金・死亡弔慰金をご用意)

	共済契約者	被共済者
結婚祝金	20,000円	10,000円
出産祝金	10,000円	
死亡弔慰金	50,000円	30,000円

※掛金の費用負担はございません。

退職一時金及び遺族一時金の給付例 単位円

口数	10口(10,000円)の場合		
	基本退職 年金月額	基本退職 一時金	基本遺族 一時金
1年		117,700 掛金 120,000	157,700 掛金 120,000
5年		612,300 掛金 600,000	692,300 掛金 600,000
10年	11,820	1,288,300 掛金 1,200,000	1,388,300 掛金 1,200,000
15年	18,670	2,034,700 掛金 1,800,000	2,134,700 掛金 1,800,000
20年	26,240	2,858,800 掛金 2,400,000	2,958,800 掛金 2,400,000
25年	34,590	3,768,600 掛金 3,000,000	3,868,600 掛金 3,000,000
30年	43,810	4,773,100 掛金 3,600,000	4,873,100 掛金 3,600,000
35年	53,990	5,882,200 掛金 4,200,000	5,982,200 掛金 4,200,000
40年	65,230	7,106,700 掛金 4,800,000	7,206,700 掛金 4,800,000

※給付額は「一般社団法人ぜいたいきょう退職年金共済規約」に基づく基本退職年金等の金額であり、将来改定されることがあります。そのため3年ごとに給付額の見直しをいたします。

※1口1,000円のうち、運営事務費は30円です。

※基本遺族一時金について、基本退職一時金の上乗せ金額に対する掛金の費用負担はございません。

税 退 共

一般社団法人 **ぜいたいきょう**

(旧 社団法人 税理士事務所職員退職年金共済会)

〒330-0846
さいたま市大宮区大門町2-88 大野ビル6階
Tel.048(645)8720 Fax.048(645)9261
http://www.zeitaikyoo.com



ぜいたいきょう 検索
制度の詳細はホームページ
をご覧ください

ぜいたいきょうは税理士事務所職員・関与先事業所従業員のための特定退職年金共済制度を運営することを通じて、皆様の繁栄を応援しています。
1983年(昭和58年)に設立されて以来、お預かりした掛金の健全運営に努め、給付金に反映させています。

四国税理士会の皆様へ

新時代も変わらない 助け合いの輪を

日本税理士共済会の

「災害見舞金」制度と「会務従事者見舞金支援」制度は、


加入者の皆様によって支えられています。

下記制度へのご加入を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

日本税理士共済会 理事長 江本 英仁



詳細はダイレクトメール・HPをご覧ください。

にちぜいきょうさい

日本税理士共済会

〒141-0032 東京都品川区大崎1丁目11番8号 日本税理士会館 5F
 電話 03-5740-0321 FAX 03-5740-0323
 e-mail jim@zeirishikyosai.com HP <http://www.zeirishikyosai.com>

日本税理士共済会は
 公益財団法人日本税務研究センターが運営する
 「日税研通信ゼミ」を支援しています

ウェブサイトは
 こちら



全国税理士共栄会だより No.589

(2025年5月号)



税理士VIP代理店に登録されている皆さま

Z2 キャンペーン期間/2025年4月1日~12月31日

Z2 キャンペーン実施中!

Z2 第25回 税理士VIP代理店挙績キャンペーン

新規契約した
月額保険料に応じて
ギフトカードを
プレゼント!!



- ◆対象 象:税理士VIP代理店
- ◆対象契約:期間中に成立した全税共扱いの保険契約
- ◆表彰基準及び賞品

賞 名	表彰基準	賞 品
ドリームA賞	月額保険料 100万円以上※	10万円ギフトカード(商品券)
ドリームB賞	月額保険料 50万円以上※	5万円ギフトカード(商品券)

※期間中に成立した全税共扱い契約の初回保険料月額合計額

- ◆その他
各賞は重複して表彰しない。
営業職員との共同募集形態の場合は、原則として半額を計上する。
VIPの年払契約の場合は1ヶ月分(12分の1)を計上する。
全税共年金の一括払の保険料は100分の3を計上する。



新たな収入源で事務所を元気に!
「税理士VIP代理店」に新規登録された方は

Z1 キャンペーン!

期間/2025年1月1日~12月31日

代理店登録をした税理士会会員にギフトカードを贈呈!

- ※税理士VIP代理店になるためには、生命保険協会が実施する資格試験に合格する等、一定の要件を満たす必要があります。
- ※キャンペーン及びVIP代理店の詳細につきましては、以下に記載の提携保険会社にお問い合わせください。

税理士VIP代理店とは

全税共提携保険会社と代理店契約を締結した税理士で、全税共の基本理念をふまえ、主要事業であるVIP大型総合保障制度・全税共年金の拡販に努める者。

税理士VIP代理店
提携保険会社

- ◆朝日生命 ◆第一生命 ◆日本生命 ◆ジブラルタ生命 ◆明治安田生命 ◆エヌエヌ生命
- ◆メットライフ生命 ◆住友生命 ◆SOMPOひまわり生命 ◆アクサ生命 ◆富国生命
- ◆三井住友海上あいおい生命 ◆オリックス生命 ◆FWD生命

全税共の事業はホームページでご案内しています。

全税共

検索



第69回定期総会

同日開催

四国税理士協同組合第50回通常総会
四国税理士共済会第15回通常総代会

開催日 **6**月**18**日(水)

場 所 JRホテルクレメント高松
(香川県高松市浜ノ町1-1)

多数ご出席下さい！

定期総会記念

ゴルフ大会

6月**19**日(木)

鮎滝カントリークラブ
(香川県高松市香川町東谷259-1)